

羽村市

環境報告書

2019
令和元年度

羽 村 市 環 境 方 針

1 基本理念

羽村市は、清流多摩川に生まれ、武蔵野の面影が残る水と緑に恵まれたまちです。

この貴重な財産を、より豊かにして未来の市民へと伝えていくためには、市民・事業者・市が一体となって、環境に配慮したまちづくりを進める必要があります。

今日の環境問題は、社会全体で取り組まなければ解決できない課題となっており、地球規模で考え地域から活動していくことが重要です。

このため羽村市は、環境マネジメントシステムを導入することによって、率先して環境問題に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

2 基本方針

羽村市は、環境に配慮した事務・事業を推進し、継続的に環境の保全・改善に取り組み、将来の世代へより良い環境を継承します。

- (1) 市の環境保全等に関する計画を推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、リサイクルを推進します。
- (3) 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- (4) 環境関連法令を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的・環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- (6) 環境方針に沿った活動を継続的に推進するため、職員に対して、環境に関する研修と周知を行うとともに、職員の自発的な環境意識の高揚を図ります。
- (7) 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。

平成 15 年 4 月 16 日

羽 村 市 長

並 木 心

目 次

第1章 羽村市の概要について	1
1 地勢	1
2 羽村市環境行政の現況について	2
3 羽村市の環境マネジメントシステムの歩み	3
4 環境とみどりの基本計画 施策の体系	5
第2章 施策体系別進捗状況	8
1 都市環境分野	9
2 自然環境分野	39
3 地球環境分野	55
4 環境情報分野	61

第 1 章 羽村市の概要

1 地勢

羽村市は、都心部から西に約 45km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しています。

南西から北西にかけては青梅市、北から北東にかけては瑞穂町、南東は福生市、南はあきる野市に接しており、その広さは東西に約 4.23km、南北に約 3.27km、行政面積は 9.90km²、行政面積の一部を米軍横田基地が占めています。また、羽村市の標準経緯点を羽村市役所（緑ヶ丘五丁目 2 番地 1）とした場合、北緯 35 度 46 分、東経 139 度 19 分となります。

標高の最高地点は羽村草花丘陵の浅間神社付近で 235m、平地の最高地点は小作駅北西付近の 171m、最低地点は下河原の 118m で、平地部分の標高差は約 53m であり、北西から東南にかけて緩い傾斜になっています。

地質面から羽村市を見ると、火山灰層の風化した立川段丘（立川ローム層）と多摩川の作った沖積層からなり、それを多摩川が浸食して河岸段丘を形作っています。

そのため、五ノ神、小作、羽村、川崎、根がらみ崖線などの段丘崖が多く、この地方の方言では「はけ」と呼ばれ、羽村市の地形の特色をなしています。気候については、関東型標準気候区である東京の気候に準じています。



区 分	人 口		性 別		うち外国人人口	
	総 人 口		男	女	外国人人口	性 別
人 口	55,091 人		27,926 人	27,165 人	1,413 人	男 667 人 女 746 人
年少人口(14 歳以下)	6,761 人	(12.3 %)	総人口に占める外国人の割合 2.6 %			
生産年齢人口	33,841 人	(61.4 %)				
老年人口(65 歳以上)	14,489 人	(26.3 %)				
世 帯 数	25,714 世 帯		642 世 帯			

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

2 羽村市の環境行政の現況について

(1) 羽村市環境基本条例

羽村市の環境の全分野にわたる基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本となる環境基本計画の策定や地球環境の保全、市、市民、事業者の協働などによる、環境保全のための制度や政策に関する基本方針を示した「羽村市環境基本条例」を平成 13 年 12 月に制定し、平成 14 年 4 月に施行しました。条例は、環境の保全・回復・創出についての基本理念を次のように掲げています。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民及び事業者が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、循環型社会を基調とした、環境への負荷が少なく自然との調和のとれた社会を構築するため、すべてのものの積極的な取組みにより推進されなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべてのものが日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組みにより推進されなければならない。

(2) 羽村市環境とみどりの基本計画

自然を損なわずに、現在及び将来の市民が、健康で安全な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、平成 13 年 3 月に「羽村市環境基本計画」を策定し、5 年後の平成 19 年 3 月に見直しを行いました。見直しにあたっては、羽村市長期総合計画後期基本計画との整合を図り、社会情勢の変化を踏まえることを基本とし、主な指標のうち数値化できるものについては数値目標を掲げ、推進してきました。

平成 26 年 3 月には環境基本計画、みどりの基本計画、生物多様性地域戦略を統合した「羽村市環境とみどりの基本計画～環境・みどり・生物多様性を包括的に進める はむらプラン～(計画期間 H26～H35 (R5))」を策定し、平成 26 年度から運用を開始しています。

(環境基本計画の基本理念)

人と自然との共生をめざし、川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村

(基本目標)

都市環境分野 ～自然と都市が調和し、資源がめぐり、みらいへつなぐまち～

自然環境分野 ～人と自然と生物が調和しながらめぐり、うるおいのまち～

地球環境分野 ～みんなと地球にやさしい、スマートなまち～

環境情報分野 ～すべての人が環境を考え、学び、助け合う、実践・行動のまち～

3 羽村市の環境マネジメントシステムの歩み（Environment Management System：EMS）

市では、平成 12 年 8 月に国際規格である「ISO14001 環境マネジメントシステム（EMS）」の認証取得し、環境マネジメントを行ってきました。その後、平成 22 年 4 月からは、独自の EMS「エコクリはむら」の運用を進めてきました。

平成 25 年 6 月には、より合理的かつ効果的なマネジメントを実行するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」による「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」による管理規定、グリーン購入法及び環境配慮契約法による調達方針、「エコクリはむら」によるマネジメントを統合した、「エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」を策定し、様々な環境負荷低減施策を実行しています。

羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画

（１）計画の目的

「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」（以下「統合実行計画」という。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 3 条第 1 項により、特定事業者が義務付けられているエネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項と、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、事務事業からの温室効果ガスの排出量の削減のための措置に加え、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律による環境に配慮した物品等の調達、市の環境マネジメントシステムである「エコクリはむら」を統合し、市域の地球温暖化対策の実行計画である「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「温対計画」という。）との整合を図り、中長期に渡り効果的に省エネルギー化と温室効果ガスの削減（以下「低炭素化」という。）を実行する計画として策定しました。

羽村市の事務事業の実施に当たっては、統合実行計画に基づき低炭素化の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、低炭素化の推進を図るとともに、市の率先した取り組みの成果等を広く PR することで、市民や事業者等の低炭素化に向けた取り組みの更なる実践を促すことを目的としています。

令和 2 年度において、平成 32 年（令和 2 年）度までを計画期間としていた、現行の統合実行計画及び温対計画について、計画期間を 1 年延長し令和 3 年度までとしました。これは、次期計画について、現在、策定中である「第 6 次羽村市長期総合計画」（令和 4 年度～）と整合を図り、一体的に推進していくためのものです。

なお、目標値については、令和元年度時点において、両計画の目標値を達成できていないため、令和 2 年度の目標値を据え置くこととしました。

（２）計画の期間

平成 25 年度～平成 27 年度（一次計画、対象施設数 97）

平成 28 年度～令和 3 年度（二次計画、対象施設数 177）

※平成 28 年度からの羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画では、市の全ての事務事業を対象としたことから、対象施設数が 177 となりました。

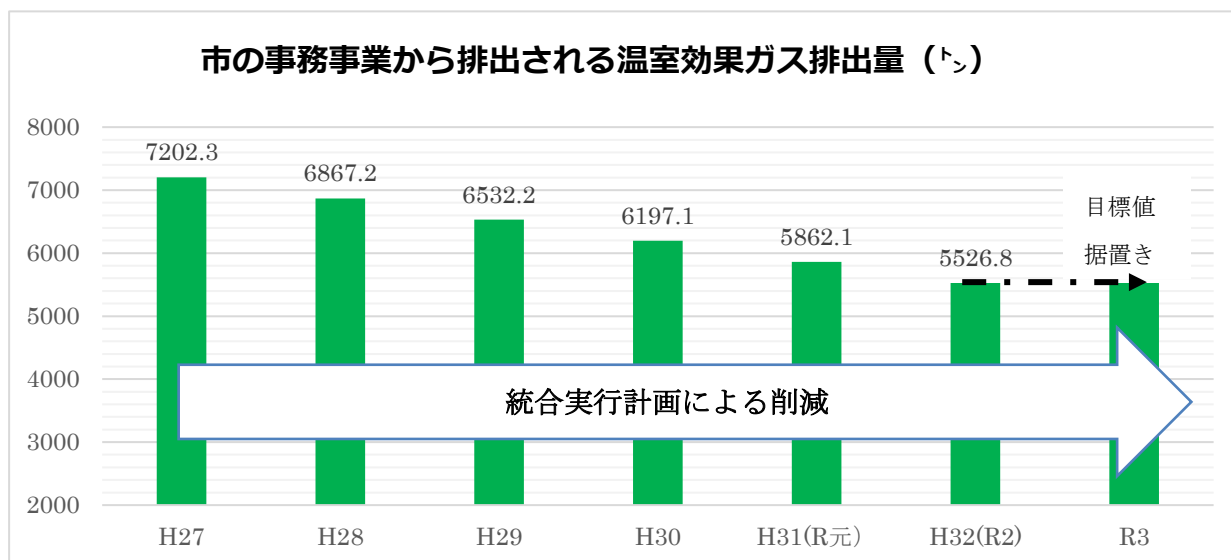
（３）計画の目標

市の事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量を平成 27 年度比で 23.23%削減します。

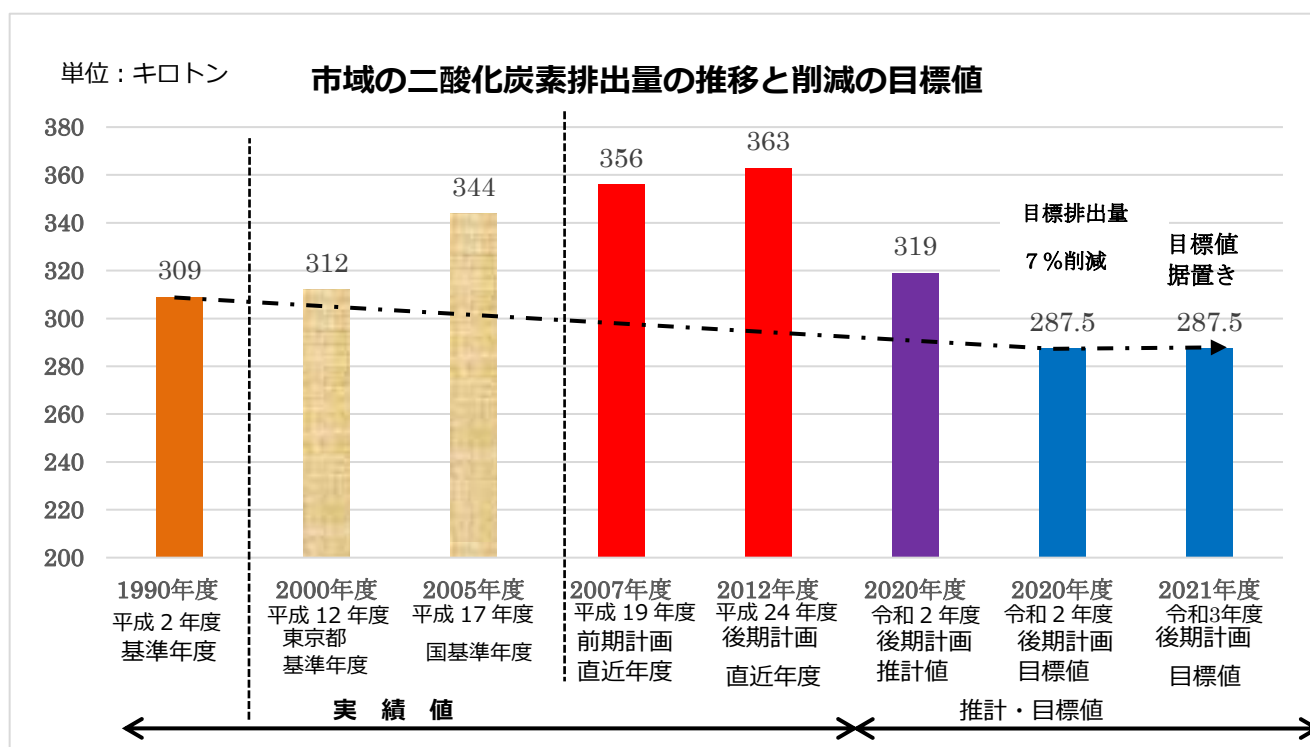
平成 27 年度比 23.23%減の数値は、平成 2 年度比 25%減と同じ数値です。

平成27年度総排出量	7,202.3 t-CO ₂
令和3年度までの削減目標	1,675.5 t-CO ₂
令和3年度の目標排出量	5,526.8 t-CO ₂
エネルギー使用量に係る年平均削減目標	1.65%
公共施設の契約電力における二酸化炭素排出係数目標	0.378kg-CO ₂

※対象施設が増加したことに伴い、一次計画より排出量は増加しています。

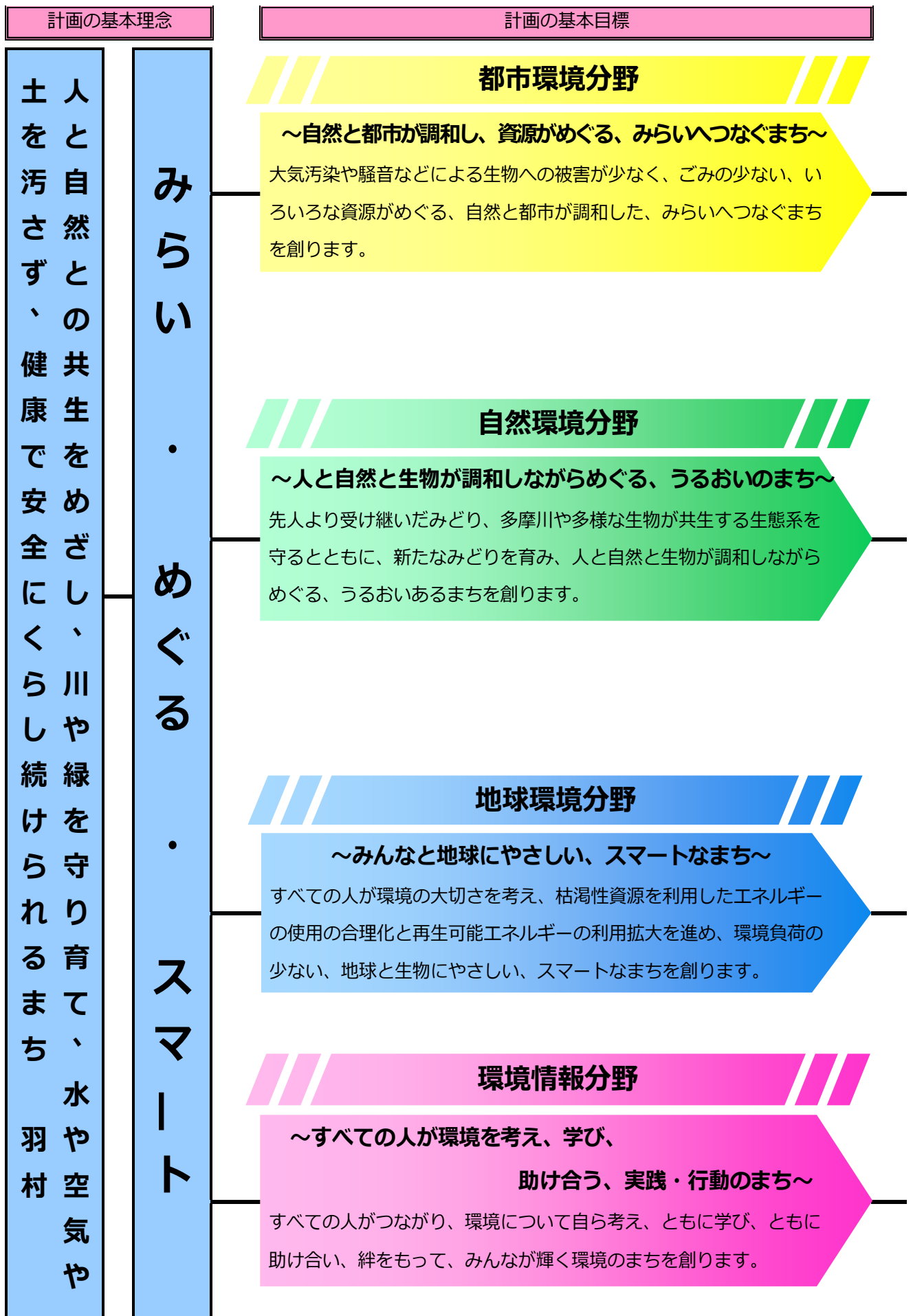


令和3年度までに平成2年度に比べ、全ての市の事務事業の温室効果ガス排出量を25%削減します。



市域の地球温暖化対策の実行計画である「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」では、令和3年度までに、平成2年度の二酸化炭素排出量から7%削減することを目標にしています。

4 環境とみどりの基本計画 施策の体系



分野別項目と個別目標		行動方針
【地域環境保全】	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。	方針1 良好な地域環境の保全 方針2 地域環境における新たな問題への対応
	【生活環境】 自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。	方針1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止 方針2 安全で快適な環境を損なう行為の防止 方針3 愛護動物の適正飼養 方針4 自然と調和した良好なまちなみの形成 方針5 みどりによる災害対策
	【循環型社会】 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。	方針1 3Rの推進 方針2 ごみの適正処理 方針3 グリーン購入の推進
【樹林・緑化】	樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。	方針1 既存のみどりの保全 方針2 歴史あるみどりの保全 方針3 新たなみどりの創出
	【田園】 田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。	方針1 都市農地の保全 方針2 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）
	【公園緑地】 みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。	方針1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備
	【水環境】 水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。	方針1 適正な水の循環（雨水の管理） 方針2 河川の保全
	【自然景観】 多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。	方針1 多摩川周辺の自然景観の保全 方針2 崖線のみどりの保全
	【生物多様性】 地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。	方針1 多様な生物が共生できる環境の確保 方針2 在来生物の保全 方針3 外来種対策 方針4 市街地における生態系の確保
【地球温暖化対策】	地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。	方針1 地球温暖化対策の推進
	【エネルギー対策】 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。	方針1 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化 方針2 再生可能エネルギーの利用拡大
	【スマートライフ】 スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。	方針1 スマートグリッド形成の研究と整備 方針2 スマート交通システムの研究と整備 方針3 次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進
【環境学習】	誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。	方針1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進
	【環境活動】 誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。	方針1 多様な主体と協働した環境活動の推進 方針2 体験型環境活動の推進
	【人材育成】 環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。	方針1 地域環境リーダーの育成
	【情報発信】 環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。	方針1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

環境報告書のページの見方

2 都市環境分野

基本目標：自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち

大気汚染や騒音などによる生活への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

地域環境保全

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。

方針1 良好な地域環境の保全

良好な地域環境の保全の進捗

指標別	項目	26年度	27年度	計画の達成率	進捗状況
	① 大気汚染	80.0%	80.0%	80.0%	緑 横ばい
	② 悪臭	100%	100%	100%	紫 達成中
	③ 水質汚濁	98.2%	98.2%	100%	緑 横ばい
	④ 土壌汚染	100%	100%	100%	紫 達成中
	⑤ 騒音・振動	85.7%	85.7%	90.0%	緑 横ばい
	⑥ 地盤沈下	23,220 m³	22,902 m³	26,500 m³	紫 1.4%改善
	⑦ 有害化学物質	1.09t/日	0.98t/日	0.74t/日	橙 10%改善

①大気汚染環境基準5項目、②は総則基準、③は水質汚濁環境基準57項目、④はダイオキシン・多環地下水環境基準5項目、⑤は一般環境騒音環境基準、⑥は地域の地下水汚染、⑦は東京都市圏環境保全条例における適正管理化学物質の排出量とし、達成率は①から⑦を基準値とする。⑧は現状までの状況に照準し平均値、⑨は計画年度を基準し年平均A2%を基準とします

1 法令で定められている公害対策等の届け出件数等

(1) 市民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可・届出件数

東京市の条例に基づき、工場及び指定作業場は、事業活動に伴い発生する公害を防止するため、あらかじめ認可を受け、または届出を要する義務があります。

（届出件数）

区分	件数	区分	件数
工場設置認可	1	指定作業場設置届	1
工場変更認可	21	指定作業場変更届	—
工場完成届	24	指定作業場家世届	—
工場氏名等変更届	4	地下水汚染水量報告書	6
公害防止管理計画・届出届	1	化学物質使用量等報告書	33
土壌汚染状況調査報告書	—	化学物質管理方法届	—
土壌汚染の防止措置完了届	—	石綿取除防止方法等計画届	—

「羽村市環境とみどりの基本計画」における基本目標を達成するために必要な方針に基づいて実施した施策の結果を示しています。

「羽村市環境とみどりの基本計画」における分野です。

「羽村市環境とみどりの基本計画」における基本目標です。

「羽村市環境とみどりの基本計画」における分野別項目と個別目標です。

「羽村市環境とみどりの基本計画」における個別目標を達成するために必要な方針ごとに進捗状況を示したものです。

進捗状況マークについて

当該年度に指標の達成度合いを達成しているもの

指標の達成度合いには達していないが前年度より良くなっているもの

指標の達成度合いには達しておらず、前年度と状況が変わらないもの

指標の達成度合いには達しておらず、前年度より状況が良くないもの

※進捗状況マークの右側には前年度に比べて変化の割合を示しています。

※小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位を示しています。

第2章

施策体系別進捗状況

1 都市環境分野

基本目標：自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち

大気汚染や騒音などによる生物への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

地 域 環 境 保 全

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。

方針 1 良好な地域環境の保全

良好な地域環境の保全の進捗					
管理指標	項目	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	① 大気汚染	100%	100%	80.0%	達成中 (横ばい)
	② 悪臭	100%	100%	100%	達成中 (横ばい)
	③ 水質汚濁	99.6%	99.3%	100%	0.3%後退
	④ 土壌汚染	100%	100%	100%	達成中 (横ばい)
	⑤ 騒音・振動	97.5%	95.0%	90.0%	達成中 (2.6%後退)
	⑥ 地盤沈下	22,234 m ³	21,722m ³	26,500 m ³	達成中 (2.3%改善)
	⑦ 有害化学物質	0.86t/日	0.78t/日	0.74t/日	9.3%改善
① 大気汚染環境基準 5 項目、②は規制基準、③は水質汚濁環境基準 57 項目、④はダイオキシン・浅層地下水環境基準 5 項目、⑤は一般環境騒音環境基準値、⑥は市域の地下水揚水量、⑦は東京都環境確保条例における適正管理化学物質の環境への排出量とし、達成度合いは①から⑤は基準達成率を、⑥は現状までの状況を勘案し平均値、⑦は代替物質等を勘案し年平均▲2%を基準とします					

産業革命とともに、急速に発達した人と経済の活動は、環境の悪化という問題を顕在化させ、2度の世界大戦などを経て、経済成長とともに、多種多様な環境問題を発生させました。

日本の公害は、公害の原点ともいわれる、明治11年の足尾銅山の渡良瀬川汚染から社会問題化し、重化学工業の進展とともに、熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市喘息が次々に発生し問題となりました。

このような環境問題の拡大を受け、昭和 42 年 8 月に公害対策基本法が制定されると、公害 14 法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法など）や悪臭防止法、自然環境保全法、振動規制法などが次々と制定され、公害防止・抑制の法整備が進められるとともに、多くの人々の努力によって鉛、カドミウム等の有害物質による代表的な汚染は改善されてきました。

しかしながら、近年では PM2.5 や酸性雨などの新たな問題も生じてきていることから、今後も市民、事業者及び市が一体となって、良好な地域環境を保全していくことが必要です。

1 大気汚染

(1) 二酸化窒素 (NO_2) 濃度の測定

主要交差点等における大気の状態を監視するため、年 2 回 16 地点において、二酸化窒素濃度を測定しています。二酸化窒素は自動車から排出された一酸化窒素が空气中で酸化することにより発生し濃度が高くなると人体に影響を及ぼす恐れもあり、酸性雨の原因にもなります。

測定方法

交差点近くにある電柱などに、フィルターを 24 時間とりつけ、フィルターに付着した二酸化窒素の濃度を測定します (フィルターバッジ法)。

分析機関

帝人エコ・サイエンス株式会社

調査結果

第 1 回 令和元年 6 月 4 日 (火)、5 日 (水)
0.003ppm から 0.012ppm (平均 0.009ppm)

第 2 回 令和元年 12 月 9 日 (月)、10 日 (火)
0.008ppm から 0.024ppm (平均 0.017ppm)

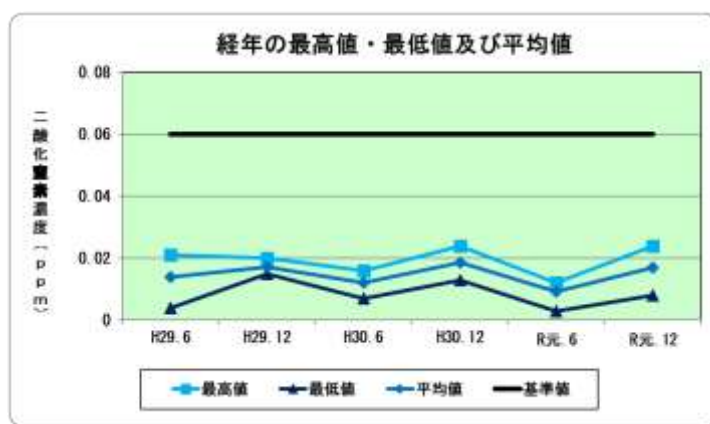
環境基準は「0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下」ですが、すべての地点で環境基準を達成しました。

交差点付近において排出される自動車排気ガスの量がそのまま分析結果に反映されるとは限りませんが、調査地点のうち、付近を通過する自動車が少ない地点では、毎回低い数値が得られています。

(2) 二酸化窒素 (NO_2)、二酸化硫黄 (SO_2)、浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の判定

一般環境大気の状態を監視するため、年 2 回、市役所庁舎屋上において 7 日間連続の二酸化窒素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質の濃度の調査を行っています。

NO_2 は重油や灯油などの燃料が燃えるときや特にディーゼル自動車から多く排出されます。 SO_2 は重油や石炭などの燃料に含まれる硫黄分が燃焼したときに発生します。SPM はディーゼル自動車の排ガス中に含まれています。これらの物質は人体に影響し、光化学スモッグや酸性雨、花粉症の大きな原因になると言われています。



一般環境大気調査業務の様子

委託機関

帝人エコ・サイエンス株式会社

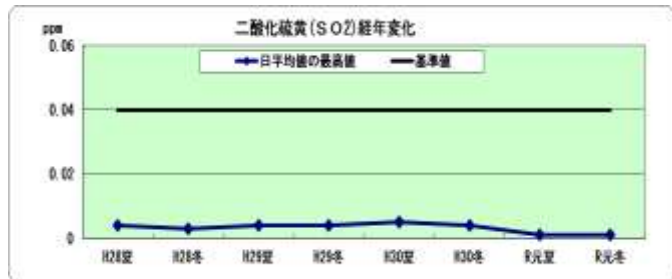
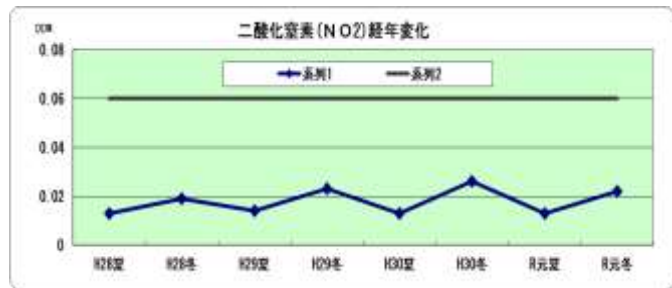
調査結果

【令和元年 8 月 21 日(水)～27 日 (火)
令和 2 年 2 月 7 日(金)～13 日(木)
実施】

NO₂、SO₂、SPM について、すべて環境基準を達成しました。

NO₂ 及び SO₂ は、期間を通し日中に比較的濃度が高くなる傾向がみられ、これは交通量の増加等による影響があるものと考えられます。

右図は、測定 7 日間のうち最も高かった日の NO₂、SO₂ 及び SPM 測定値です。



(3) 大気中ダイオキシン類量及び土壌中ダイオキシン類毒性等量の調査

大気中および土壌中のダイオキシン類の実態を把握するため、調査を行っています。

調査時期は、大気は夏季と冬季の年 2 回、土壌は夏季に年 1 回です。

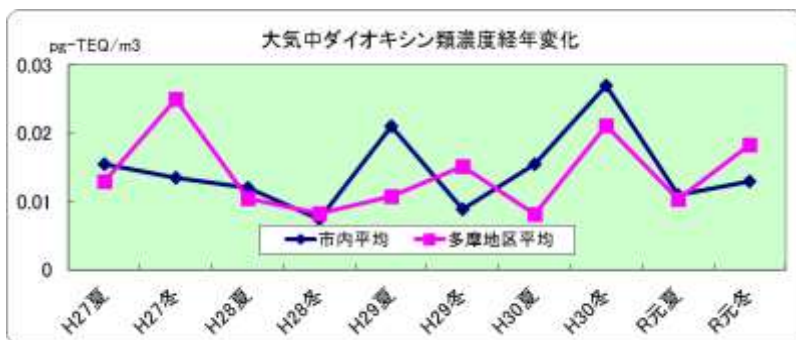
調査場所については、大気は羽村市役所屋上と羽村第一中学校屋上の 2 地点、土壌は富士見公園と羽村第一中学校校庭の 2 地点。調査方法は、大気は 1 週間の計測、土壌は表層土の採取・分析です。

① 大気 (単位：pg-TEQ/m³)

調査日	市庁舎屋上	羽村第一中学校屋上	環境基準
令和元年 8 月 21 日 (水)～28 日 (水)	0.011	0.011	0.6 以下
令和 2 年 2 月 7 日 (金)～14 日 (金)	0.011	0.015	0.6 以下

② 土壌 (単位：pg-TEQ/g-dry)

調査日	富士見公園	羽村第一中学校校庭	環境基準
令和元年 8 月 23 日 (金)	1.2	0.73	1,000 以下



ダイオキシン類調査業務の様子

(4) 酸性雨

雨の酸性度を監視するため、年間を通し市役所庁舎屋上で採取した雨水の pH、電気伝導率を測定しています。酸性雨とは工場・事業場の排煙、自動車の排ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中・雨滴中で酸化され、硫酸・硝酸等となって降水に取り込まれてできた酸性度の強い雨のことをいいます。湖沼や河川に直接的な影響を与え、土壌、森林、建物等への被害が考えられます。また、酸性度が高くなると眼や皮膚を刺激することもあります。

測定方法 ろ過式採取装置（簡易測定）

分析機器 pH測定器 （株）エムケー・サイエンティフィック製 PCTest r35
電気伝導率計 （株）エムケー・サイエンティフィック製 PCTest r35

調査結果 計測の結果「酸性雨」の基準である pH5.6 以下の値は計測されませんでした。電気伝導率は 1 年を通し、1.0～3.0 $\mu\text{s}/\text{cm}$ (マイクロ・メートル) の値でした。

月	29年度		30年度		元年度	
	pH	電気伝導率	pH	電気伝導率	pH	電気伝導率
4月	-	-	-	-	9.0	1.0
5月	6.8	3.0	6.3	2.0	8.6	2.0
6月	6.7	3.0	6.9	2.0	7.7	3.0
7月	6.7	3.0	7.2	4.0	7.9	2.0
8月	6.8	4.0	7.4	2.0	8.2	2.0
9月	5.4	3.0	6.8	3.0	8.4	3.0
10月	7.4	4.0	9.4	3.0	8.5	3.0
11月	9.0	3.0	7.5	2.0	7.7	3.0
12月	-	-	10.1	4.0	7.7	2.0
1月	7.1	3.0	9.4	3.0	8.5	3.0
2月	7.2	4.0	7.7	2.0	7.7	3.0
3月	-	-	7.8	1.0	7.3	2.0
平均	7.0	3.3	7.9	2.5	8.1	2.4

※一は、雨量不足などによる欠測

電気伝導率

電流を伝導する度合いを表す指標で、汚濁が進むほど高い値を示します。
電気伝導率 20 以下の雨…きれいな雨
20～50 の雨…不純物がやや多い雨
50～100 の雨…不純物が多い雨
100 以上の雨…不純物がかかり多い雨として評価しています。

酸性雨を pH でみると・・・

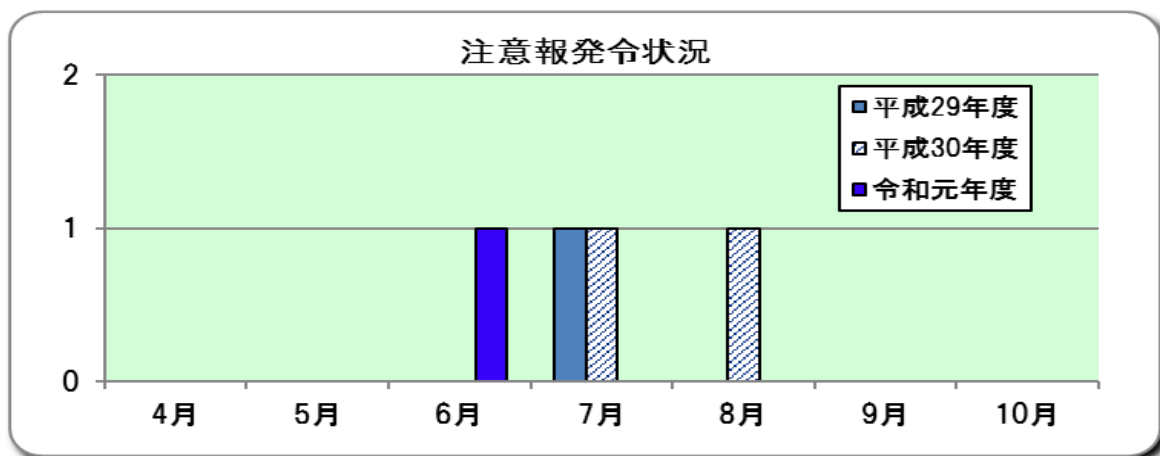
pH3以下 かなり強い酸性雨		pH4以下 やや強い酸性雨		pH5.6以下 酸性雨	
pH2以下 生き物が生きていくのが難しくなる。		pH2～3以下 針葉樹林に被害が出る。		pH4～5以下 アサガオの花にはん点ができる。	
pH5～6以下 魚類に影響が出る。		pH3～4以下 稲の発育に影響が出る。		pH5～6以下 魚類に影響が出る。	
pH 1	pH 2	pH 3	pH 4	pH 5	pH 6
バッテリー液(1.0)	胃液(1.5～2.0)	梅干(2.0) レモン(2.5) 酢(3.0)	ジュース(3.2)	日本茶(4.5～6.0) コーヒー(5.0～6.5)	牛乳(6.2)

(5) 光化学スモッグ

光化学スモッグは工場や自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の光（紫外線）で酸化され雲のようにたまったものをいいます。目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出る場合があります。

令和元年度の警報発令はありませんでした。

発令区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	多摩西部	東京都内
学校情報	0	3	1	0	1	0	1	6	16
注意報	0	0	1	0	0	0	0	1	7
警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(6) 旧廃棄物処分地の排出ガスについて

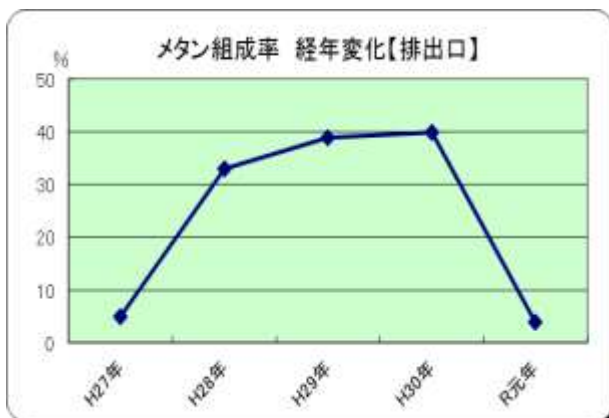
現在、羽村市動物公園の駐車場として使用されている場所(羽 4165)には、昭和 40 年代から 50 年代にかけて廃棄物が埋め立てられました。その地中からの発生するガス（嫌気性発酵によるメタンガス等）がパイプを通じて集められ、排出口から大気へと拡散しています。旧廃棄物処分地における排出ガスの状況を監視するため、年 1 回メタンの濃度を測定しています。

委託機関

株式会社むさしの計測

調査結果【令和元年 7 月 24 日（水）実施】

排出口からのガス排出量は、メタンが約 4%含まれており、現在も廃棄物中の有機物が腐敗していると考えられます。敷地境界では 7.0ppm の濃度ですが問題ありません。



2 悪臭

悪臭については、市内巡回するとともに、苦情申し立てや悪臭発生事故の通報があった際に、規制基準を超過する恐れがある場合に測定を行っています。

令和元年度は、測定を必要とする事故等はありませんでした。

※測定方法：三点比較式臭袋法



三点比較式臭袋法の分析の様子（参考）

3 水質汚濁

（1）多摩川水質調査

多摩川の水質を監視するため、水質汚濁に係る環境基準項目などの調査を行っています。

環境基準項目には、人の健康の保護に関する項目（鉛ほか）や、生活環境の保全に関する項目（BODほか）があり、毎年2回、多摩川流域の19区市で組織する多摩川水系水質監視連絡協議会において、調査日、調査項目や方法を統一した合同調査を実施しています。

調査場所 多摩川上流域（環境基準A類型地点）

上流端（青梅市との境界付近）、中流（宮の下運動公園付近）、下流端（福生市との境界付近）

環境基準類型

水質汚濁に係る環境基準では、その場所の汚濁状況や利水目的により、河川AAからEまでの「類型」があり、類型ごとに環境基準が定められています。多摩川の類型は、青梅市和田橋より上流がAA、青梅市和田橋から昭島市拝島橋までがA、昭島市拝島橋から河口までがBです。

調査機関

株式会社環境管理センター

調査結果

【令和元年6月6日（木）、11月7日（木）】

令和元年度は大腸菌群数及びSS（浮遊物質量）以外の項目については環境基準値内であり、重金属類はすべて検出されませんでした。重金属類は、過去においても検出されていません。

大腸菌群数については、市内下流地点において、11月の調査で環境基準値を超過しました。大腸菌群数の環境基準達成率は全国的にも低い傾向にあり、環境基準を超えたからといってただちに生活環境に問題があるというものではありませんが、引き続き数値を注視していきます。

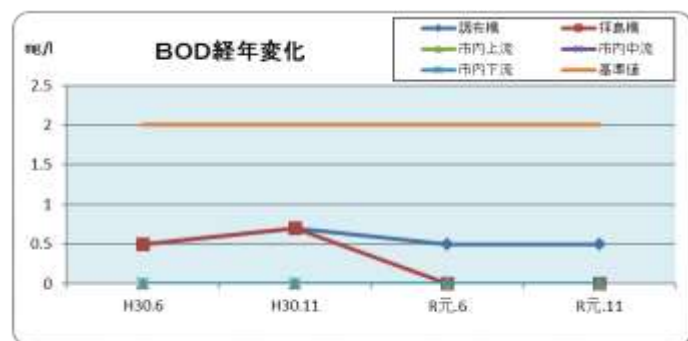
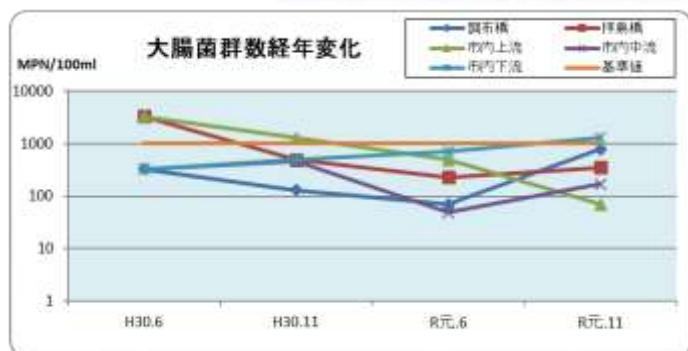
右図のBOD経年変化は、「生物化学的酸素要求量」の測定値です。生物化学的酸素要求量とは、水中の汚濁物質が微生物によって分解される際に必要な酸素量のことで、測定値が高いほど汚濁しているといえます。測定結果からは多摩川の水質が良好であると考えられます。



多摩川上流地点
（多摩川橋付近）



多摩川中流地点
（宮の下運動公園付近）



図中の調布橋（青梅市）と拝島橋（昭島市）の値は、東京都の測定結果を引用

多摩川水質調査結果の詳細

 ：環境基準超過

年 月 日 時 刻 項 目	単位	令和元年度						基準値*1	
		6月6日			11月7日				
		9:30	10:35	11:30	9:00	10:05	11:40		
採水位置（羽村地区多摩川）		上流（1-1）	中流（1-2）	下流（1-3）	上流（1-1）	中流（1-2）	下流（1-3）	－	
天 候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	－	
気 温	℃	23.5	26.2	31.0	10.0	17.0	16.0	－	
水 温	℃	18.6	17.8	21.0	12.5	14.0	15.0	－	
色 相	－	無色	無色	無色	淡灰黄緑色	淡灰黄緑色	淡灰黄緑色	－	
臭 気	－	無臭	無臭	無臭	中川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	－	
透視度	度	>50	>50	>50	13	13	10	－	
電気伝導率	mS/m	11.8	11.7	12.0	12.0	14.8	13.7	－	
p H	－	8.5	8.2	8.2	7.9	7.9	7.9	6.5以上8.5以下	
B O D	mg/L	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下	
C O D	mg/L	1.4	1.4	1.3	1.8	1.7	2.2	－	
S S	mg/L	<1	<1	1	24	28	52	25以下	
D O	mg/L	10.7	10.7	10.2	10.2	10.1	9.9	7.5以上	
大腸菌群数	MPN/100mL	490	49	700	70	170	1300	1000以下	
全 窒 素	mg/L	0.45	0.51	0.51	0.90	0.91	0.98	－	
全 磷	mg/L	0.007	0.007	0.014	0.040	0.047	0.057	－	
全亜鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.003	0.010	0.008	0.010	0.03以下	
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.001以下	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0010	0.0008	<0.0006	0.03以下	
カドミウム	mg/L	－	－	<0.0003	－	－	<0.0003	0.003以下	
全シアン	mg/L	－	－	<0.01	－	－	<0.01	検出されないこと	
鉛	mg/L	－	－	<0.001	－	－	0.002	0.01以下	
六価クロム	mg/L	－	－	<0.005	－	－	<0.005	0.05以下	
砒 素	mg/L	－	－	<0.001	－	－	0.002	0.01以下	
総水銀	mg/L	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	0.0005以下	
アルキル水銀	mg/L	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	検出されないこと	
P C B	mg/L	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	検出されないこと	
ジクロロメタン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.02以下	
四塩化炭素	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.006以下	
トリクロロエチレン	mg/L	－	－	<0.001	－	－	<0.001	0.01以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.002以下	
チウラム	mg/L	－	－	<0.0006	－	－	<0.0006	0.006以下	
シマジン	mg/L	－	－	<0.0003	－	－	<0.0003	0.003以下	
チオベンカルブ	mg/L	－	－	<0.0003	－	－	<0.0003	0.02以下	
ベンゼン	mg/L	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.01以下	
セレン	mg/L	－	－	<0.001	－	－	<0.001	0.01以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	<0.005	－	－	<0.005	0.05以下	
ふ っ 素	mg/L	－	－	0.04	－	－	0.07	0.8以下	
ほう素	mg/L	－	－	<0.01	－	－	<0.01	1以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.39	0.42	0.41	0.86	0.83	0.87	10以下	
	硝酸体窒素	mg/L	0.39	0.42	0.41	0.86	0.83	0.87	－
	亜硝酸体窒素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	0.003	<0.002	－
アンモニウム体窒素	mg/L	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	－	
りん酸体りん	mg/L	0.003	<0.003	<0.003	0.025	0.026	0.032	－	
M B A S	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	－	
流 量	m ³ /s	－	－	2.10	－	－	3.26	－	

*1 基準値：水質汚濁に係る環境基準

—：未測定

(2) 地下水水質調査

地下水汚染の状況を監視するため、6 地点を年 2 回、重金属や有機塩素系化合物など環境基準項目 26 項目及び pH、ヘキサン抽出物質の測定をしています。

調査機関

株式会社環境管理センター

調査結果【令和元年 5 月 28 日（火）、9 月 9 日（月）実施】

全地点で環境基準値内でした。

右図は、平成 30 年度以降の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定値を示したものです。



地下水調査結果詳細

項目	採取場所	単 位	緑ヶ丘三丁目		神明台四丁目		五ノ神三丁目		川崎四丁目		羽西一丁目		羽東三丁目		定量下限値	基準値
期 日	—	—	R元.5.28	R元.9.9	R元.5.28	R元.9.9	R元.5.28	R元.9.9	R元.5.28	R元.9.9	R元.5.28	R元.9.9	R元.5.28	R元.9.9	—	—
採取時間	—	—	9:05	9:05	9:35	10:35	10:05	9:35	10:35	10:10	11:25	11:45	11:00	11:15	—	—
天 候	—	—	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	—	—
気 温	℃	—	26.0	27.8	21.5	30.0	21.0	26.8	22.2	29.5	24.0	31.1	24.0	30.4	—	—
水 温	℃	—	18.0	18.5	18.0	17.2	17.5	17.8	16.0	19.5	20.0	20.6	15.8	17.8	—	—
色 相	—	—	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	—	—
臭 気	—	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—	—
透視度	cm	—	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	—	—
電気伝導率	mS/m	—	15.1	18.4	11.3	10.6	16.8	19.9	15.2	23.3	26.8	23.0	12.6	16.1	—	—
水素イオン濃度 (pH)	pH	—	7.7	7.6	7.9	7.8	6.9	6.4	6.8	6.4	7.0	6.7	6.8	6.4	—	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	検出されないこと
鉛	mg/L	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	—	0.001	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.1 以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.01 以下
セレン	mg/L	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	—	2.76	3.29	0.32	0.42	4.22	5.91	4.84	4.72	4.42	3.73	4.37	4.54	0.01	10以下
硝酸体窒素	mg/L	—	2.76	3.29	0.32	0.42	4.22	5.91	4.84	4.72	4.42	3.73	4.37	4.54	0.01	—
亜硝酸体窒素	mg/L	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	—
ふっ素	mg/L	—	0.03	0.05	0.03	0.05	0.02	0.03	0.04	0.06	0.04	0.04	0.05	0.04	0.02	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.03	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	1 以下
1, 4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05 以下
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	—

備考

基準値: 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平9.3報告10)

「検出されないこと」とは指定の検定方法 (平9.3報告10) において、その結果が当該検定方法の定量下限値を下回ることをいう。

(3) 有機塩素系化合物の調査

有機塩素系化合物による地下水汚染の実態を把握するため、年 1 回 10 地点において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの 3 項目を測定しています。

調査機関

株式会社環境管理センター

調査結果

平成 30 年度の調査に引き続き、令和元年度の調査でも 2 ヶ所の井戸で有機塩素系化合物が検出されましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。



【令和元年 12 月 16 日（月）実施】

地下水水質調査の様子

地下水水質調査結果の詳細

	所在地	採水時刻	天候	pH	透視度	気温	水温	色相	臭気	電気伝導率	水位	水深 ^{*1}	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
	単位	—	—	pH	cm	℃	℃	—	—	mS/m	GL-m	m	mg/L	mg/L	mg/L
①	緑ヶ丘三丁目	8時50分	晴	6.2	>50	6.3	17.5	無色	無臭	18.9	—	—	0.002	<0.0002	0.0014
②	羽西三丁目	9時20分	晴	6.3	>50	7.3	15.3	無色	無臭	11.7	2.60	0.94	<0.001	<0.0002	<0.0002
③	羽西一丁目	9時40分	晴	6.3	>50	8.5	16.0	無色	無臭	18.3	4.47	2.32	<0.001	<0.0002	<0.0002
④	羽西二丁目	10時00分	晴	6.5	>50	9.0	17.0	無色	無臭	17.7	2.91	1.42	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑤	羽加美四丁目	10時20分	晴	6.6	>50	11.0	16.0	無色	無臭	15.3	—	—	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑥	羽中三丁目	10時45分	晴	6.4	>50	12.5	16.3	無色	無臭	16.8	8.01	0.94	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑦	羽中三丁目	11時05分	晴	6.7	>50	11.4	16.8	無色	無臭	13.4	—	—	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑧	羽東三丁目	11時25分	晴	6.8	>50	10.0	15.4	無色	無臭	10.7	3.73	6.78	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑨	羽東一丁目	11時45分	晴	6.7	>50	9.3	17.0	無色	無臭	15.0	9.16	0.74	<0.001	0.0004	<0.0002
⑩	川崎三丁目	12時20分	晴	6.4	>50	13.6	17.0	無色	無臭	14.8	3.60	1.06	<0.001	<0.0002	<0.0002
地下水の水質汚濁に係る環境基準													0.01	0.01	1

注) *1: 水深は、地下水面から井戸の底までの深さ

4 土壌汚染

3 の (3) で述べているように、市内の地下水を調査したところ、有機塩素系化合物が検出された井戸はありますが、どの井戸も環境基準値を満たしているため、全域的な地下水への汚染は認められない状況です。

土壌汚染については、土壌汚染対策法と東京都環境確保条例に基づいて管理しており、令和元年度は 1 件の調査届出がありました。

5 騒音・振動

(1) 自動車騒音（要請限度）・道路交通振動調査

道路交通に係る自動車騒音と道路交通振動の状況を監視するため、年2回5地点において、騒音・振動・交通量・走行速度の調査を行っています。

道路交通に係る自動車騒音と道路交通振動は、自動車の走行に伴い発生するものであり、交通量、特に大型車の混入率、交通渋滞、走行速度等が大きく影響を及ぼしています。また、自動車やバイクのエンジン音、大音響のカーステレオなども発生源になっており、道路の構造、沿道の土地利用等により状況は変化します。

測定地点

- ア 市役所通り（市役所前）市道第101号線
- イ 羽村街道（富士見平二丁目20番地付近）都道羽村瑞穂線
- ウ 水道道路（水道事務所前）市道103号線
- エ 奥多摩街道（羽村西小学校前）都道立川青梅線
- オ 新奥多摩街道（スポーツセンター前）都道立川青梅線

測定方法

【騒音】

毎正時から10分単位で中央値（ L_{50} ）と等価騒音レベル（ L_{eq} ）の測定を次のとおり行ったものです。（除外すべき音により適切な測定値が得られなかった10分値は除きます。）

9時間測定（9時～18時）・・・測定地点ア、イ、ウ

24時間測定（9時～9時）・・・測定地点エ、オ

【振動】

JIS Z 8735に基づくデータサンプリング5秒間隔100個による80%レンジレベルの上端値（ L_{10} ）の測定を1時間につき4回、24時間合計96回の測定を行ったものです。

【交通量】

1時間毎に1回、10分間の交通量を計測したものです。

【走行速度】

午前・午後、車種別に測定区間（50m）を通過するのに要した時間をストップウォッチで計測し、速度を求めた平均値。

分析機器

積分型騒音計 リオン（株）製 NL-22
振動レベル計 リオン（株）製 VM-53A

※奥多摩街道及び新奥多摩街道の24時間測定は、環境リサーチ株式会社に委託しました。

調査結果

【令和元年5月27日(月)～30日(木)、
11月18日(月)～21日(木)実施】

【まとめ】

騒音について、市役所通りと水道道路で環境基準を超過しましたが、全地点で騒音規制法による要請限度基準内を達成しました。

振動については、全地点で振動規制法の要請限度基準内を達成しました。



自動車騒音と道路交通振動調査の様子

【9 時間測定結果】

市役所通り（市役所前）市道第 101 号線

【騒音】第2回で環境基準を超過したが、要請限度の超過はなかった。

【振動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回とも福生方面への車が多かった。総数では第2回の方が多かった。

【走行速度】各回とも福生方面への速度の方が出ている。

（騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 70dB）



羽村街道（富士見平二丁目20番地付近）都道羽村瑞穂線

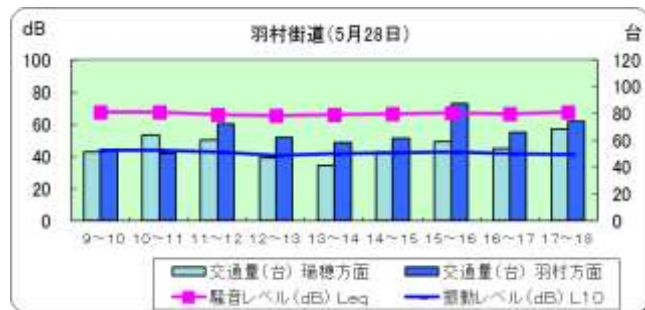
【騒音】各回とも環境基準及び要請限度の超過はなかった。

【振動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回とも羽村方面への車が多かった。総数では第1回の方が多かった。

【走行速度】第1回は両方面に大きな差は見られなかった。第2回は羽村方面の方が、速度が出ている。

（騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB）



水道道路（水道事務所前）市道第103号線

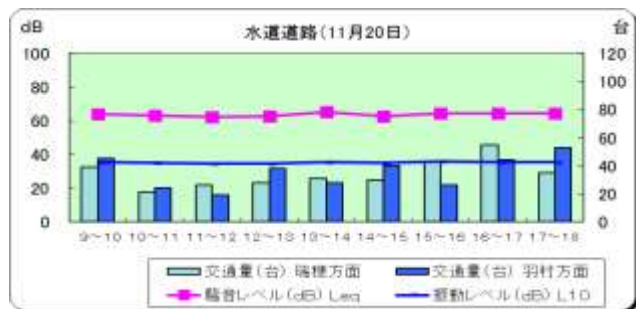
【騒音】各回とも環境基準を超過していたが、要請限度の超過はなかった。

【振動】各回とも振動規制法の要請限度な超過はなかった。

【交通量】各回とも羽村方面への交通量が多く、総数では第1回の方が多かった。

【走行速度】第1回は瑞穂方面の方が、速度が出ている。第2回は両方面に大きな差は見られなかった。

（騒音に係る環境基準 60dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 65dB）



【24 時間測定結果】

奥多摩街道（羽村西小学校前）都道立川青梅線

【騒音】昼夜ともに環境基準及び要請限度の超過はなかった。

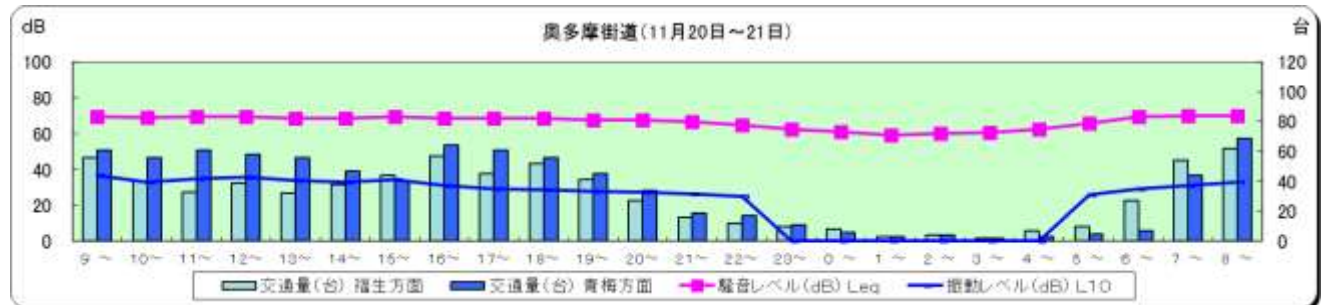
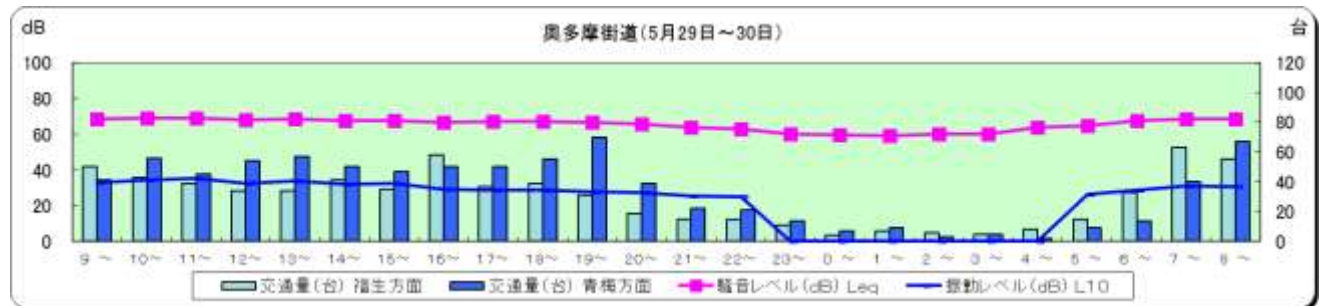
【振動】昼夜ともに振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回とも青梅方面への交通量が多く、総数では第 2 回の方が多かった。

【走行速度】各回とも青梅方面の方が、速度が出ていた。

（昼間：騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB）

（夜間：騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 60dB）



新奥多摩街道（スポーツセンター前）都道立川青梅線

【騒音】昼夜ともに環境基準及び要請限度の超過はなかった。

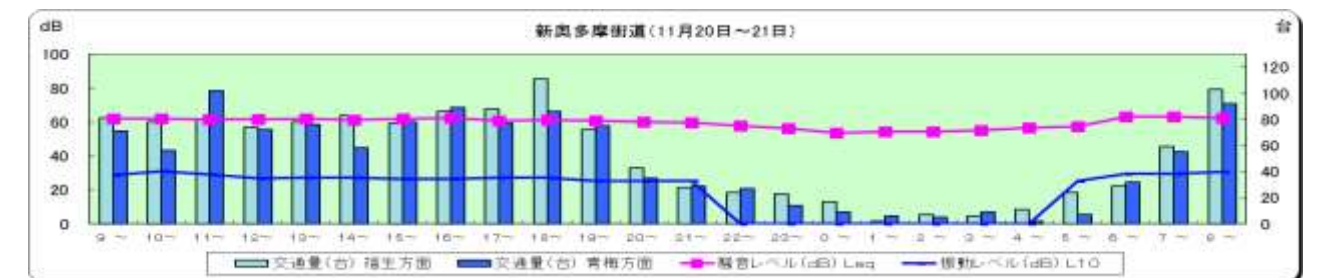
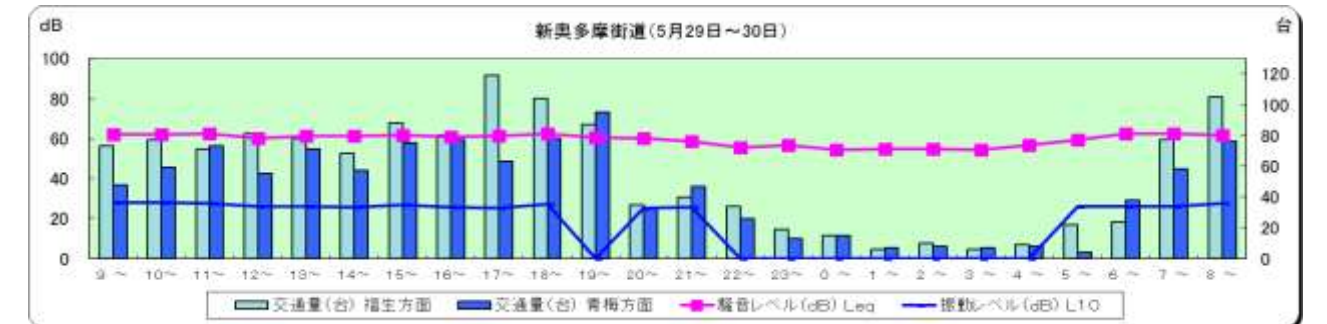
【振動】昼夜ともに振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】第 1 回は青梅方面、第 2 回は福生方面への交通量が多かった。総数では第 2 回の方が多かった。

【走行速度】第 1 回は青梅方面、第 2 回は福生方面の方が、速度が出ていた。

（昼間：騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB）

（夜間：騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 60dB）



※ 自動車騒音（要請限度）・道路交通振動調査結果詳細

：環境基準超過

道路名称 (測定場所)	測定日時	曜日	用途地域 道路/車線数	時間 区分	騒音(dB)		振動(dB)	交通量 [台/10分]	走行速度 [km/h]	騒音に係る 環境基準	騒音規制法 要請限度	振動規制法 要請限度
		天気			(L _{eq})	(L ₅₀)	(L ₁₀)	(上下線計)	(平均)	(L _{eq})	(L _{eq})	(L ₁₀)
①市役所通り (市役所前)	R元.5.27	(月) 晴れ	近隣商業 市道/2	昼間	64	60	30	122	41.3	65 C	75 c	70 〔第2種〕
	R元.11.18	(月) 晴れ			66	61	31	132	37.5			
②羽村街道 (富士見平2-20付近)	R元.5.28	(火) 曇時々雨	住居専用 都道/4	昼間	67	59	42	120	49.1	70 〔特例〕	75 a〔近接〕	65 〔第1種〕
	R元.11.19	(火) 晴れ			68	62	41	113	47.2			
③水道道路 (水道事務所前)	R元.5.29	(水) 曇時々晴れ	住居専用 市道/2	昼間	63	56	40	74	44.7	60 A	70 a	65 〔第1種〕
	R元.11.20	(水) 晴れ			64	58	35	69	47.4			
④奥多摩街道 (羽村西小学校前)	R元.5.29	(水・木)	住居専用 都道/2	昼間	68	60	32	86	44.3	70〔特例〕	75a〔近接〕	65〔第1種〕
	R元.5.30	晴れ		夜間	62	42	26	18	—	65〔特例〕	70a〔近接〕	60〔第1種〕
	R元.11.20	(水・木)		昼間	69	61	33	90	43.6	70〔特例〕	75a〔近接〕	65〔第1種〕
	R元.11.21	晴れ		夜間	63	42	26	13	—	65〔特例〕	70a〔近接〕	60〔第1種〕
⑤新奥多摩街道 (スポーツセンター前)	R元.5.29	(水・木)	住居 都道/2	昼間	61	57	27	138	33.5	70〔特例〕	75b〔近接〕	65〔第1種〕
	R元.5.30	晴れ		夜間	56	42	25	26	—	65〔特例〕	70b〔近接〕	60〔第1種〕
	R元.11.20	(水・木)		昼間	62	58	28	140	35.7	70〔特例〕	75b〔近接〕	65〔第1種〕
	R元.11.21	晴れ		夜間	56	43	26	24	—	65〔特例〕	70b〔近接〕	60〔第1種〕

【自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度】

自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会又は道路管理者に対し、道路交通法の規定による措置を要請する限度として定められたもの。

【騒音レベルのめやす】

60dB 普通の会話、チャイム
70dB 掃除機、騒々しい街頭
80dB 地下鉄の車内、ピアノの音

【振動レベルのめやす】

50dB 無感（人体に感じない程度）
60dB 屋内でわずかな揺れを感じる程度
70dB 吊り下げ物がわずかに揺れる

(2) 道路交通騒音（常時監視）

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づく、市内の幹線道路における自動車騒音の常時監視を実施しました。近接空間及び非近接空間においては、すべての住宅で環境基準を達成しています。平成 24 年度から 5 年間で調査を実施しており、現在は平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（27 道路交通センサス）の調査路線にて実施しています。

調査結果の詳細 測定日 令和元年 6 月 17 日（月）～18 日（火）

路線名（通称名）	昼間（6 時～22 時）			夜間（22 時～6 時）		
	環境基準	測定値(dB)	評価	環境基準	測定値(dB)	評価
羽村瑞穂線（羽村街道） 五ノ神 1-15	70	64	○	65	59	○
羽村瑞穂線（羽村街道） 神明台 3-7	70	67	○	65	61	○
瑞穂あきる野八王子線 双葉町 2-10	70	67	○	65	62	○

路線名 (通称名)	近接空間					非近接空間				
	達成率 (%)		達成戸数 (戸)		全戸数 (戸)	達成率 (%)		達成戸数 (戸)		全戸数 (戸)
	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間	
羽村瑞穂線① (羽村街道)	100.0	100.0	134	134	134	100.0	100.0	168	168	168
羽村瑞穂線② (羽村街道)	100.0	100.0	95	95	95	100.0	100.0	163	163	163
羽村瑞穂線③ (羽村街道)	100.0	100.0	108	108	108	100.0	100.0	212	212	212
瑞穂あきる野 八王子線	100.0	100.0	84	84	84	99.3	99.3	139	139	140
羽村停車場線	100.0	100.0	7	7	7	100.0	100.0	3	3	3
合計	100.0	100.0	428	428	428	99.9	99.9	685	685	686

※近接空間：道路端から 15m の範囲

※非近接空間：近接空間の外側 35m までの区間

(3) 一般環境騒音

一般環境騒音の状況を監視するため、年 2 回 38 地点において、簡易騒音調査を行っています。

測定方法

各地点 2 回（昼間 1 回、18 時以降 1 回）5 分間（サンプリング数 3,000 個）の騒音を等価騒音レベルで評価する。

分析機器

普通騒音計 リオン（株）製 NL-22

調査結果

第 1 回 環境基準達成地点（昼間）33 地点（夜間）36 地点
【令和元年 8 月 27 日（火）、28 日（水）実施】

第 2 回 環境基準達成地点（昼間）38 地点（夜間）38 地点
【令和 2 年 3 月 5 日（木）、6 日（金）実施】

【まとめ】第 1 回調査の 7 地点において、環境基準の超過がありました。主な超過要因は、セミや鈴虫等の虫の音や強雨による雨音だったと考えます。なお、騒音に係る環境基準における夜間（22 時以降）の調査は実施していません。

一般環境騒音調査結果の詳細

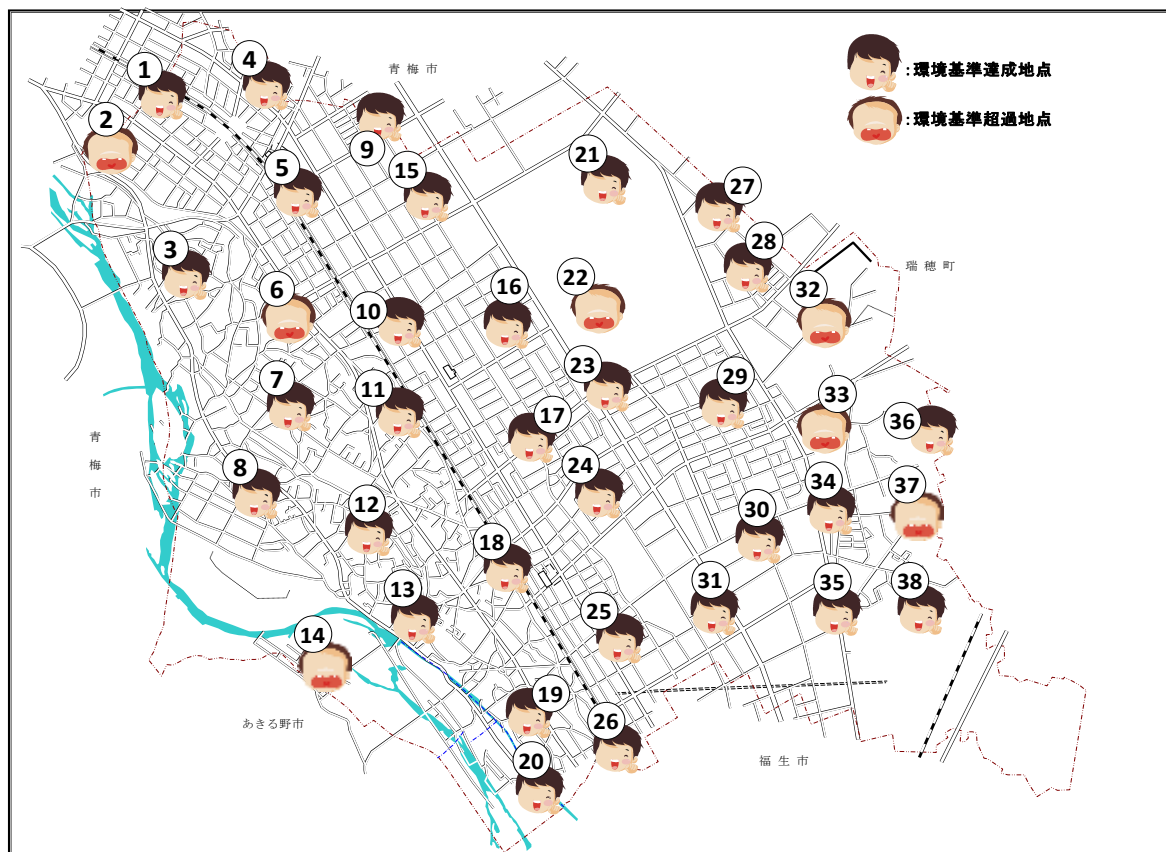
上段：昼間、下段：夜間

：環境基準超過

№	測定地点	地域区分	環境基準	R元.8	R2.3	№	測定地点	地域区分	環境基準	R元.8	R2.3
1	くすのき児童公園西側	1中高	55	46 43	51 45	20	上水通り町内会運動広場東側	1低	55	52 44	48 42
2	宮前自然公園南側	1低	55	55 62	50 50	21	㈱ジェイテクト南側	工専	—	58 54	58 53
3	小作取水堰東側	1低	55	49 55	53 49	22	富士見公園東側	1低	55	59 51	51 53
4	小作台東会館西側	近商	60	50 49	46 46	23	ゆとろぎ第2駐車場東側	1中高	60	44 51	53 46
5	さくら児童公園西側	2中高	60	52 48	39 47	24	富士見小学校南側	2中高	60	52 44	54 54
6	クォリントリム公園南側	1低	55	47 59	40 47	25	あおぞら保育園南側 (旧東保育園)	1中高	55	50 52	46 47
7	第1ふれあい農園西側	1低	55	49 49	40 47	26	川崎公園南側	1低	55	49 42	55 38
8	一峰院南側	1低	55	51 51	48 38	27	富士フレイバー(株)北側	工専	—	63 50	56 52
9	武蔵野公園西側	1中高	55	47 50	50 50	28	富士フレイバー(株)南側	工専	—	58 53	56 54
10	スポーツセンター北側	1中高	55	49 50	45 47	29	第二中学校北側	1中高	55	51 46	52 43
11	田ノ上第二コミュニティ公園	1低	55	49 49	48 37	30	あさひ公園西側	準工	65	55 48	58 48
12	第一中学校南側	1低	60	57 52	59 55	31	松菱金属工業(株) 第一工場西側	工業	65	55 54	55 53
13	水道局羽村取水所北側	1低	55	52 52	46 37	32	緑ヶ丘三町会館南側	1中高	55	57 43	51 42
14	郷土博物館南側	1低	55	57 50	47 38	33	富士見霊園南側	1中高	55	59 45	52 45
15	武蔵野公園東側	1中高	60	52 49	50 51	34	都営神明台住宅東側	1中高	55	54 46	49 45
16	富士見公園西側	1低	55	50 42	50 42	35	松菱金属工業(株) 第二工場東側	工専	—	60 58	59 59
17	緑ヶ丘一丁目コートホテル場 西側(現在は駐車場)	1中高	55	46 47	51 50	36	リサイクルセンター南側	無指定	55	53 45	53 47
18	羽東一丁目コートホテル前	近商	65	52 48	52 44	37	第三中学校南側	1低	55	60 51	49 43
19	東地区コートホテル場西側	1低	55	49 44	45 39	38	善隣幼稚園東側	1低	55	47 49	49 43

※騒音に係る環境基準における夜間（22時以降）の調査は実施していません。

一般環境騒音調査地点図



(4) 航空機騒音

航空機騒音の状況を監視するため、年間を通し市役所庁舎屋上及びスイミングセンター屋上において、騒音を測定しています。

平成 29 年度まで減少傾向にあった騒音発生回数が、平成 30 年度から増加に転じたため、引き続き注視していく必要があります。

また、都や近隣市町と連携し、国や米軍に対して航空機の騒音防止に関する要請を行っています。

測定方法

騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について記録し、Lden※で評価する。

※Lden：航空機騒音が発生した時間帯ごとに重みづけを行って評価する時間帯補正等価騒音レベル。現在、国際的な指標になってきており、日本では、平成 25 年度から環境基準として採用しています。

環境基準：57dB

(平成 24 年度までは、WECPNL を環境基準の評価指標として採用していました。)

分析機器

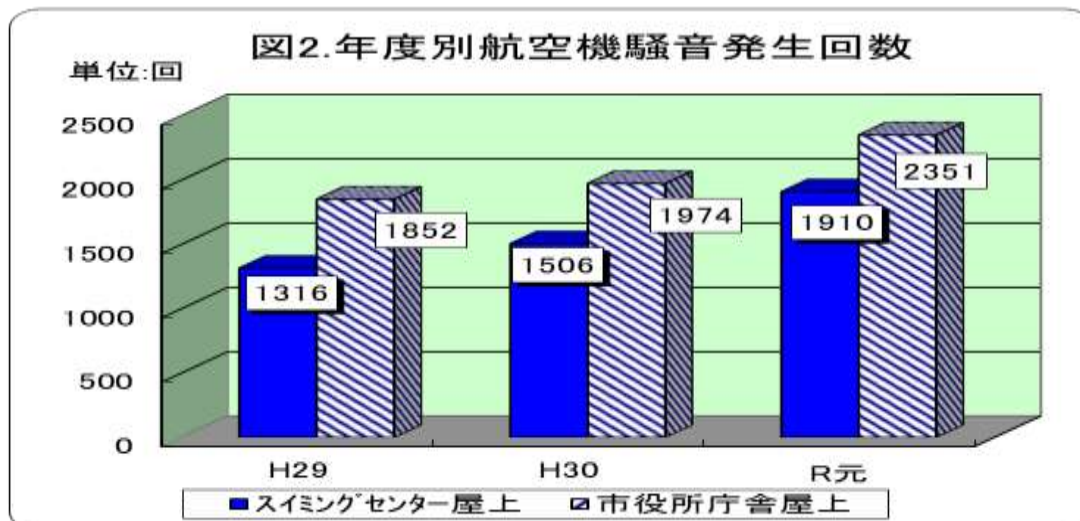
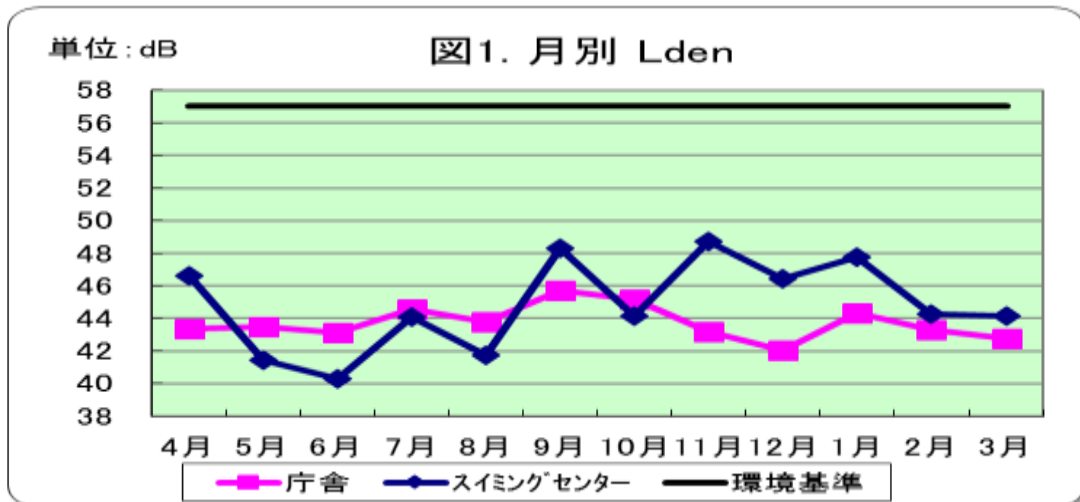
【市役所庁舎】日本音響エンジニアリング（株）製 DL-100/PT

【スイミングセンター】日本音響エンジニアリング（株）製 DL-100/LE

調査結果

図 1 は、令和元年度の月別 Lden ですが、環境基準について超過はありませんでした。

図 2 は、過去 3 年間の騒音発生回数を示したものです。



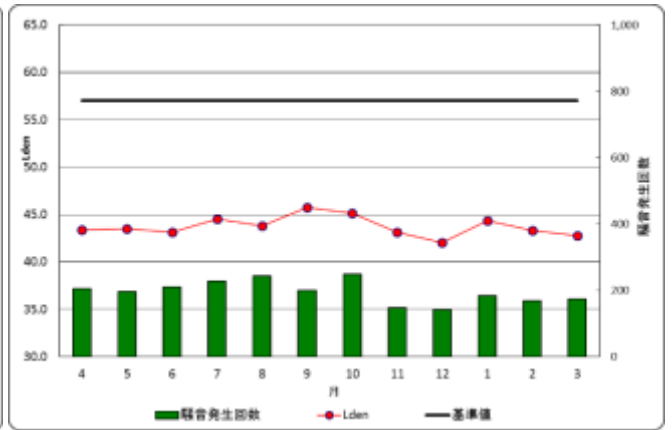
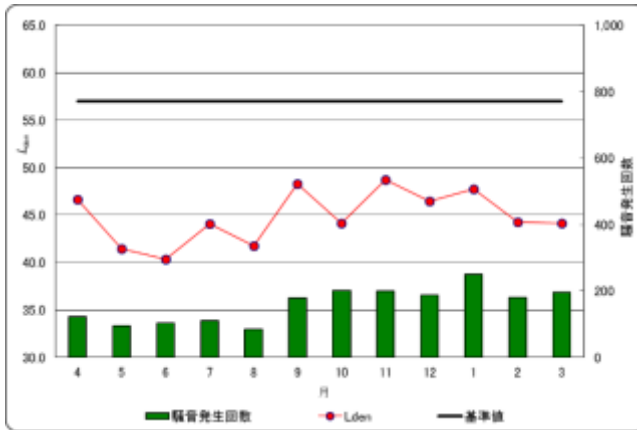
航空機騒音（自動測定）集計結果

令和元年度		【スイングアンター】									
月	測定 日数	騒音発生回数（回）						最大騒音レベル		L _{den}	
		N1	N2	N3	N4	計	日平均	平均	最大	平均	最大
4	30	4	80	37	1	122	4.1	80.2	99.5	46.6	59.2
5	31	1	70	24	0	95	3.1	76.4	86.7	41.5	51.3
6	30	1	89	13	0	103	3.4	75.9	87.3	40.3	47.9
7	31	3	83	24	0	110	3.5	77.2	87.7	44.1	52.8
8	31	1	66	17	0	84	2.7	78.3	91.4	41.8	49.2
9	30	1	128	50	0	179	6.0	81.5	98.4	48.3	58.6
10	31	2	164	35	1	202	6.5	76.2	86.5	44.1	50.5
11	30	1	138	59	1	199	6.6	80.8	95.4	48.7	60.7
12	31	1	144	42	1	188	6.1	79.1	97.0	46.4	53.2
1	31	0	196	52	2	250	8.1	77.7	95.5	47.7	57.8
2	29	2	146	33	0	181	6.2	75.9	85.9	44.3	50.7
3	31	3	166	28	0	197	6.4	76.8	88.4	44.2	51.2
合計	366	20	1470	414	6	1910					
月平均	30.5	1.7	122.5	34.5	0.5	159.2					
最大	31	4	196	59	2	250	8.1	81.5	99.5	48.7	60.7
最小	29	0	66	13	0	84	2.7	75.9		40.3	55.2
日平均		0.1	4.0	1.1	0.0		5.2	79.1	45.6		60.5

航空機騒音（自動測定）集計結果

令和元年度		【市役所庁舎】									
月	測定 日数	騒音発生回数（回）						最大騒音レベル		L _{den}	
		N1	N2	N3	N4	計	日平均	平均	最大	平均	最大
4	30	0	162	43	0	205	6.8	74.8	82.9	43.4	49.3
5	31	0	139	58	0	197	6.4	74.9	81.7	43.5	49.2
6	30	0	167	44	0	211	7.0	74.5	81.2	43.1	49.0
7	31	0	184	44	0	228	7.4	76.2	85.4	44.6	52.9
8	31	1	174	68	0	243	7.8	74.0	83.1	43.8	50.1
9	30	0	140	60	0	200	6.7	76.9	91.7	45.7	53.7
10	30	0	176	73	0	249	8.3	74.9	81.3	45.1	51.7
11	30	0	96	51	0	147	4.9	75.6	86.0	43.2	49.3
12	31	0	114	29	0	143	4.6	75.6	83.8	42.0	49.8
1	31	0	150	35	0	185	6.0	76.2	88.8	44.3	52.4
2	29	0	127	42	0	169	5.8	75.6	84.2	43.3	50.3
3	31	0	142	32	0	174	5.6	75.6	86.9	42.8	50.4
合計	365	1	1771	579	0	2351					
月平均	30.4	0.1	147.6	48.3	0.0	195.9					
最大	31	1	184	73	0	249	8.3	76.9	91.7	45.7	53.7
最小	29	0	96	29	0	143	4.6	74.0		42.0	56.8
日平均		0.0	4.8	1.6	0.0		6.4	76.8		43.9	58.2

※N1:午前0時から午前7時までの間、N2:午前7時から午後7時までの間、N3:午後7時から午後10時までの間、N4:午後10時から午後12時までの間



騒音レベルの参考

30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
郊外の深夜 ささやき声	深夜の街 静かな住宅地	静かな事務所 エアコン室外機	普通の会話 チャイム	掃除機 騒々しい街頭	地下鉄の車内 ピアノの音	犬の鳴き声 大声	電車が通るガード下	ヘリコプターの近く	飛行機のエンジンの近く



航空機騒音測定装置

6 地盤沈下

東京都環境確保条例に基づき、300W を超える動力を使用する用水施設は、市役所へ揚水量を届け出ることが義務付けられています。



市内においては、現在まで地盤沈下の被害は報告されていません。また、23 区のような産業用の地下水の過剰揚水もされてなく、近年では、地下水揚水量も減少傾向にあります。

一方で、市民等からは、砂利採取地跡地の地盤沈下の懸念から、これらの跡地の監視要望があります。



図-2 令和元年の地盤変動量図

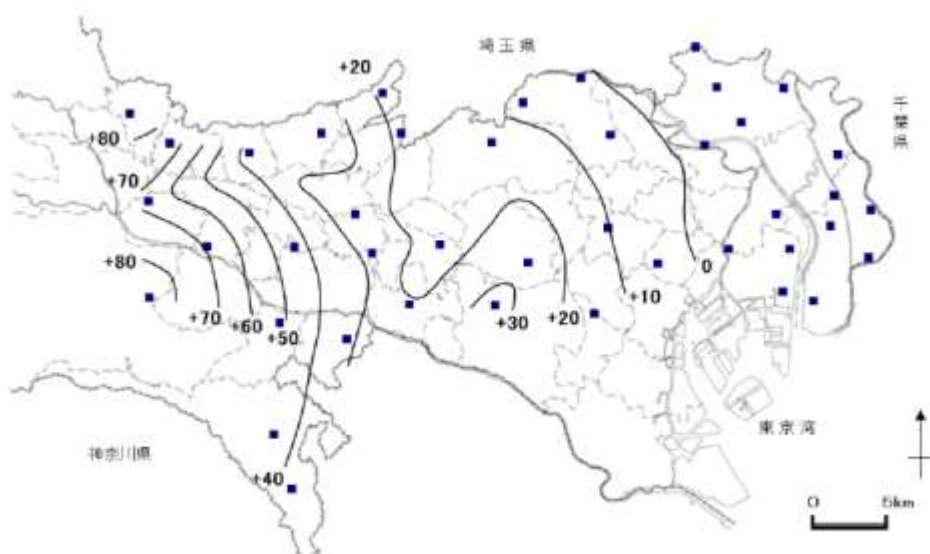


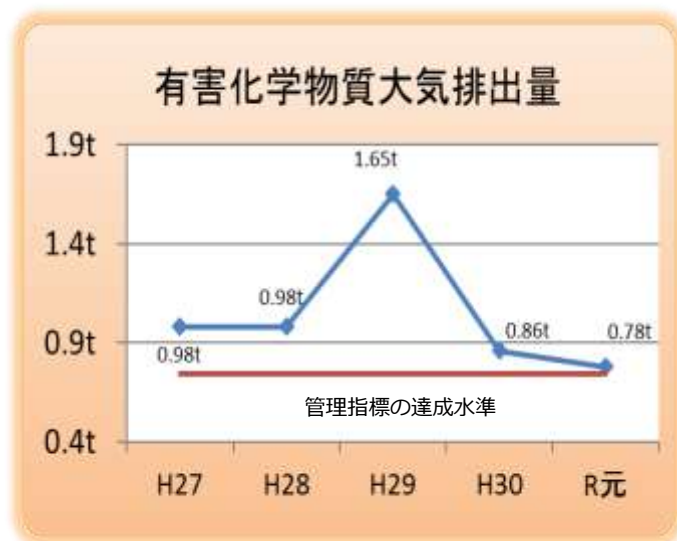
図-4 令和元年末の地下水位等高線図

東京都建設局「令和元年地盤沈下調査報告書」より引用

7 有害化学物質

東京都環境確保条例に基づき、有害な化学物質の使用について監視しています。

また、適正に管理しなければならない化学物質として、同条例にて指定されている化学物質を年間100 kg以上使用する事業者は、使用量の年間報告が義務付けられています。



化学物質は日常生活の中にも多く存在しており、産業・医療・食品・被服用など様々な目的で使用されています。

市内においても、化学物質は、工場を中心として使用されていますが、環境や生物にとって非常に負荷の高い有害な化学物質は、厳重かつ適正に管理されています。

有害化学物質大気排出量は、平成29年度に大きく増加しましたが、平成30年度に以前の水準程度まで減少しました。これは企業の経済活動に起因する部分が大きく、一概に要因を挙げられませんが、今後もより一層の削減に向けて、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいくことが求められます。

環境への排出量の多い有害物質の主な用途

物 質	主な用途
トルエン	塗料、シンナーの成分、印刷用インキ、ガソリン中の成分
トリクロロエチレン	金属脱脂洗浄剤、抽出剤
酢酸ブチル	塗料、ラッカー用溶剤、印刷用インキ
イソプロピルアルコール	印刷等に使用する溶剤、消毒、洗浄
酢酸エチル	印刷用インキ、塗料、接着剤、医薬品原料
キシレン	塗料、医薬品原料、ガソリン中の成分
ヘキサン	ガソリン中の成分、接着剤、塗料、印刷用インキ等溶剤
メタノール	消毒、溶剤、溶媒
ジクロロメタン	木材防腐剤、金属脱脂洗浄剤、インキ洗浄剤
メチルエチルケトン	塗料、ラッカー用溶剤、印刷用インキ、合成樹脂原料
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング溶剤、金属脱脂洗浄剤

有害化学物質の中には、VOC（Volatile Organic Compounds）と呼ばれる「揮発性有機化合物」（塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質）もあり、大気中に排出されると、光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つになるといわれています。



8 法令で定められている公害対策等の届出件数等

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可・届出件数

東京都の条例に基づき、工場及び指定作業場は、事業活動に伴い発生する公害を防止するため、あらかじめ認可を受け、または届出をする義務があります。

区 分	届出・申請件数	区 分	届出・申請件数
工 場 設 置 認 可	1	指 定 作 業 場 設 置	6
工 場 変 更 認 可	43	指 定 作 業 場 変 更	3
工 場 承 継	—	指 定 作 業 場 承 継	—
工 場 氏 名 等 変 更	5	指 定 作 業 場 指 名 等 変 更	3
工 場 廃 止	3	指 定 作 業 場 廃 止	—
公害防止管理者選・解任	5	事 故 届 等	1
地 下 水 揚 水 量 報 告	7	化 学 物 質 使 用 量 等 報 告	32
土 壌 汚 染 状 況 調 査 報 告	1	土 壌 汚 染 拡 散 防 止 措 置 完 了	—
石綿飛散防止方法等計画届	1	立 入 検 査	69

(2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出件数

騒音や振動を発生する工場及び事業場の事業活動や建設工事を行うときは、あらかじめ届出をする義務があります。

法 律 名 区 分	騒音規制法	振動規制法
特 定 施 設 設 置	2	2
特 定 施 設 数 変 更	—	—
特 定 施 設 氏 名 等 変 更	1	1
特 定 建 設 作 業 実 施	5	3

(3) 工場立地法に基づく届出件数

一定規模以上の工場は、工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、あらかじめ届出をする義務があります。

区 分	届出・申請件数	区 分	届出・申請件数
特 定 工 場 新 設	—	特 定 工 場 承 継	—
特 定 工 場 変 更	1	特 定 工 場 廃 止	—

(4) 大気汚染防止法に基づく届出件数

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事について、あらかじめ届出をする義務があります。

区 分	届出・申請件数
石綿特定粉じん排出等作業実施	1

(5) 苦情・相談

市には、環境に関する苦情や相談が寄せられています。

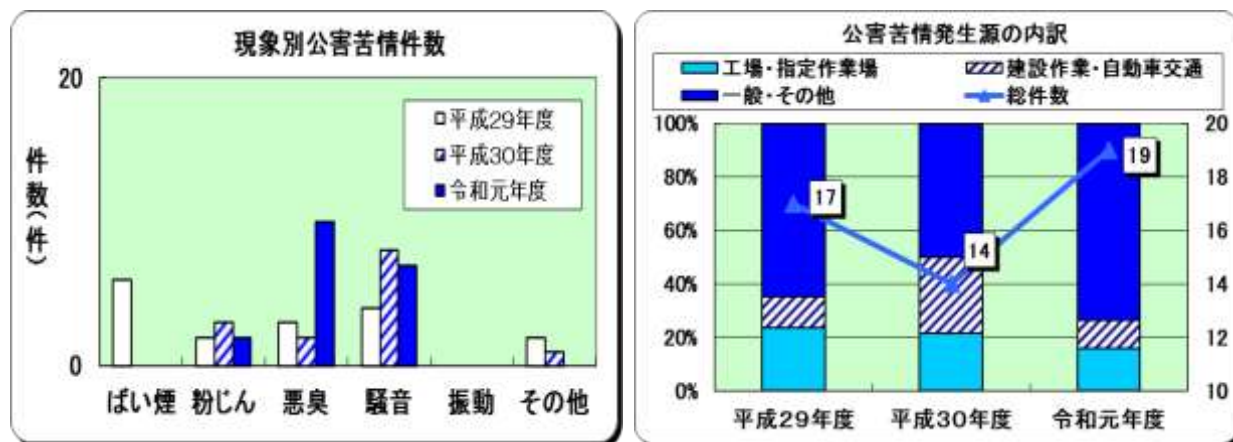
苦情の発生源は、大きく分けて「工場や建設現場」、「解体工事現場」、「日常生活」からとなっており、令和元年度は 19 件の苦情が寄せられました。現象別で見ると、一般家庭の悪臭の割合が高くなっていました。

いわゆる典型 7 公害*以外の苦情や相談も多くなっており、「その他」の苦情は、令和元年度は 17 件あり、雑草や樹木、犬猫などペットに関する苦情です。

工場地域からの騒音への苦情もあり、法律や条例で定められた環境基準を満たしている場合でも個人の感覚により苦情として市に寄せられます。その他、日常生活において近隣とのコミュニケーショ

ンの希薄化により、隣近所に対しても直接苦情を伝えることができず、市に苦情として寄せられるケースもあります。近隣とのトラブルを避けるためにも、日頃から近隣の方を思いやる気持ちを持ち、互譲の精神でコミュニケーションをとることが大切です。

※典型 7 公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭



※典型 7 公害以外の苦情・相談 17 件については上記のグラフに含めていません。

(6) 衛生害虫等相談件数

市民から各種の衛生害虫等に関する相談が寄せられます。その中でも春から秋にかけての蜂に関する相談件数の割合が多数を占めています。

29 年度	30 年度	元年度
102 件	79 件	68 件

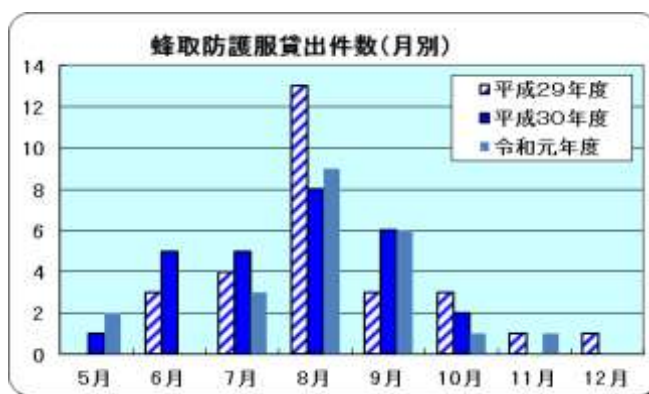
種 類	ハチ類					毛虫等	計
	スズメバチ	アシナガバチ	ミツバチ	クマバチ	不明		
相 談 件 数	15	4	—	—	21	28	68

(7) 蜂用防護服貸出件数

市では、自らハチを駆除する市民の方を支援するため、蜂用の防護服の貸し出しを行っています。

※市では駆除は行っていません。

令和元年度 貸出件数 22 件



その他の公害対策の様子

地中から排出しているメタンガスを調査している様子。(左) 過去に廃棄物の埋め立てがあった場所では、廃棄物の発酵によって、現在も微量ながら地中からメタンガスが発生しています。



多摩川に接続している雨水管から流出する油を防ぎ、除去している様子。(右) 羽村市内は、生活排水などの下水と雨水は別々の管(分流式)のため、雨水管に生活排水や油などの汚濁物を捨ててしまうと、多摩川に流出してしまいます。

地域環境における新たな問題への対応の進捗

管理指標	項目	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	① 電磁波	100%	100%	100%	達成中 (横ばい)
	② 光害	100%	100%	100%	達成中 (横ばい)
	③ 放射性物質	100%	100%	100%	達成中 (横ばい)
	④ PM2.5	100%	100%	100%	達成中 (横ばい)

①は電波防護指針による基準、②は光害対策ガイドラインの基準、③は羽村市放射線量の高い箇所の除染マニュアルによる除染対象となる基準（毎時 0.23 マイクロシーベルト）、④は環境基準（値は東京都一般環境大気測定局青梅市東青梅局と福生市本町局における各測定値の平均値）とします

1 電磁波

電波防護指針に適合しない施設の設置は見受けられず、苦情・相談ともにありませんでした。

2 光害

光害対策ガイドラインに適合しない施設の設置は見受けられず、苦情・相談ともにありませんでした。

3 放射性物質

放射性物質については、空間放射線量調査において、除染対象となる基準の超過はありませんでした。

富士見公園における空間放射線量の調査は、放射線量測定結果において、自然放射線量と同程度の推移であることから、平成 27 年 10 月より月 1 回（原則第 2 水曜日）実施しています。



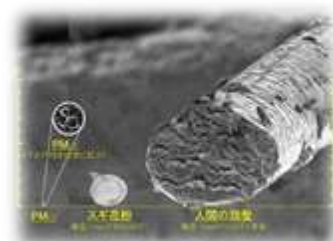
※国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般の人（子ども含む）が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000 マイクロシーベルトとされています。時間あたりに換算すると0.23 マイクロシーベルト/時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないとされています。

4 PM2.5

	1 年平均	1 日平均	適合
青梅市東青梅局	$8.4 \mu\text{g} / \text{m}^3$	$22.6 \mu\text{g} / \text{m}^3$	○
福生市本町局	$9.9 \mu\text{g} / \text{m}^3$	$23.2 \mu\text{g} / \text{m}^3$	○
平均	$9.15 \mu\text{g} / \text{m}^3$	$22.9 \mu\text{g} / \text{m}^3$	○

※環境基準値…1 年平均値 $15 \mu\text{g} / \text{m}^3$

かつ 1 日平均値 $35 \mu\text{g} / \text{m}^3$



PM2.5の大きさ
東京都環境局ホームページより引用

自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。

方針 1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止

ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	10,896 個	8,436 個	12,556 個	達成中 (22.6%改善)

市のポイ捨て量調査結果について、達成度合いは年平均▲2%を基準とします

1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止

(1) 小作駅・羽村駅周辺ポイ捨て実態調査

条例による効果を把握するため、小作駅と羽村駅周辺のごみのポイ捨て数の現状を調査しています。

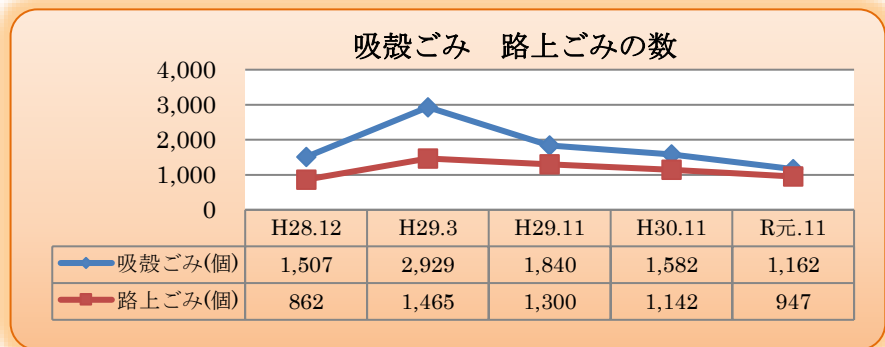
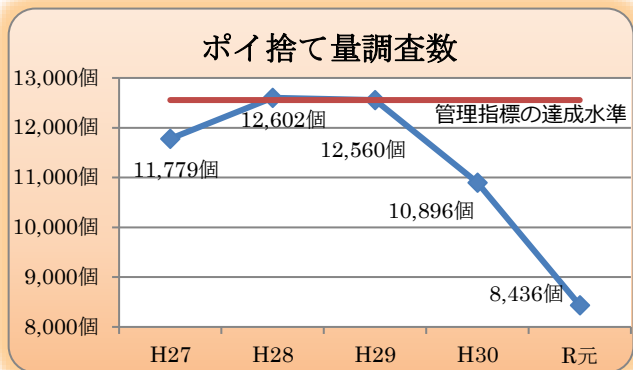
調査方法 路線ごとに計測

調査時期 年 1 回実施

平成 28 年度までは、増加傾向でしたが、平成 29 年度からは減少に転じています。

不法投棄やポイ捨ての防止に対する意識が浸透してきたことが伺えます。

※平成 29 年度より調査回数を変更したため、推計値です。



(2) ポイ捨て禁止等マナーアップキャンペーン

平成 24 年 7 月に、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を施行して以来、路上喫煙の禁止、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止を広く周知し、マナーを改善するため、「ポイ捨て禁止等マナーアップキャンペーン」を実施しています。

実施日時・会場 令和元年 7 月 19 日(金)

7:30~8:30 羽村駅及び小作駅周辺

令和元年 11 月 2 日(土)

12:30~13:00 富士見公園(産業祭)

活動内容 ポケットティッシュ配布による啓発

清掃活動(駅周辺または産業祭会場の清掃)

協力 羽村市議会議員、町内会連合会長及び地元町内会長、元羽村市たばこ増収対策協議会会員、市内・市外事業所



市内の公園などに設置している看板

小作駅、羽村駅周辺の路上喫煙禁止地区等に設置している路面標示板とステッカー

安全で快適な環境を損なう行為の防止の進捗

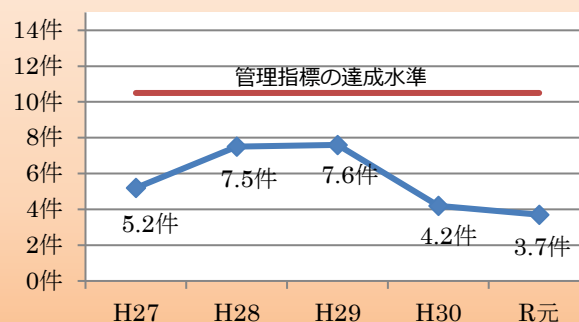
管理指標	項目	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	① 捨て看板	4.2 件／日	3.7 件／日	10.5 件／日	達成中 (11.9%改善)
	② 放置自転車	930 件	921 件	1,400 件	達成中 (1.0%改善)
	③ 路上喫煙・飼い犬のふん	0 件／日	0 件／日	2.3 件／日	達成中

①は 1 日当たりの捨て看板の除去件数、②は放置自転車の年間撤去件数、③は 1 日当たりの路上喫煙・飼い犬のふんの放置に係る指導件数とし、達成度合いは、現状までの状況を勘案し①年平均▲2%、②年平均▲2%、③年平均▲4%を基準とします

1 捨て看板

捨て看板の対策は、土木課が中心となり、市職員全員で日々取り組んでいます。捨て看板の除去件数では、長期的には減少傾向で、大型の木枠看板はほとんど見受けられなくなりました。現在は小型の張り札看板が大部分を占めています。

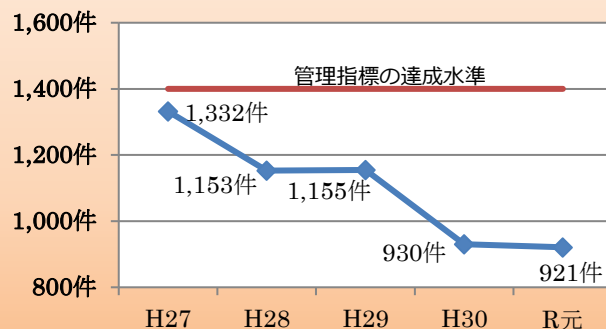
捨て看板除却件数



2 放置自転車

放置自転車の対策は、防災安全課が中心となり日々対策に取り組んでいます。放置自転車の撤去件数は、平成 27 年度に管理指標を達成して以降、減少が続いています。

放置自転車撤去件数



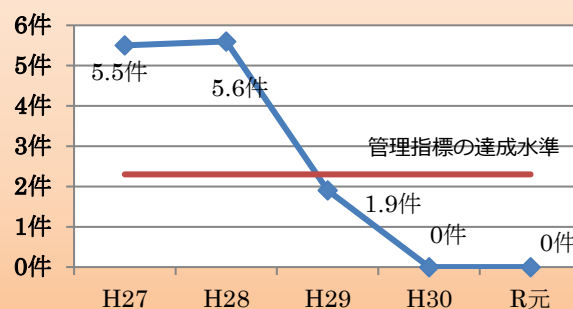
3 路上喫煙・飼い犬のふん

安全で快適な環境を損なう行為を防止するため、路上喫煙と飼い犬のふんの放置を指導するパトロールを実施しています。

平成 29 年度以降、管理指標を達成しています。

今後も、市民・事業者・市が一体となって、マナーの改善に取り組み、安全で快適な環境づくりに努めます。

路上喫煙・飼い犬のふん指導件数



愛護動物の適正飼養の進捗

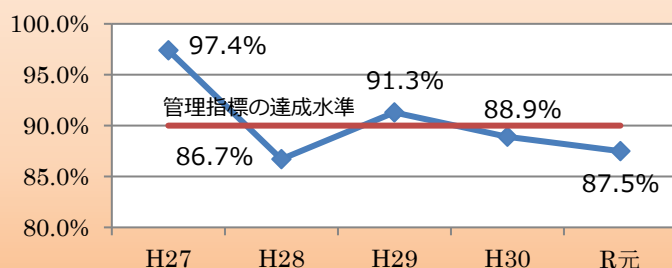
管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	88.9%	87.5%	90.0 %	 1.6%後退

苦情・相談による不適正飼養件数の改善割合とし、達成度合いは適正指導強化によって90%を基準とします

市へ寄せられる犬や猫などの愛護動物を起因とする苦情・相談への改善割合をしたものです。

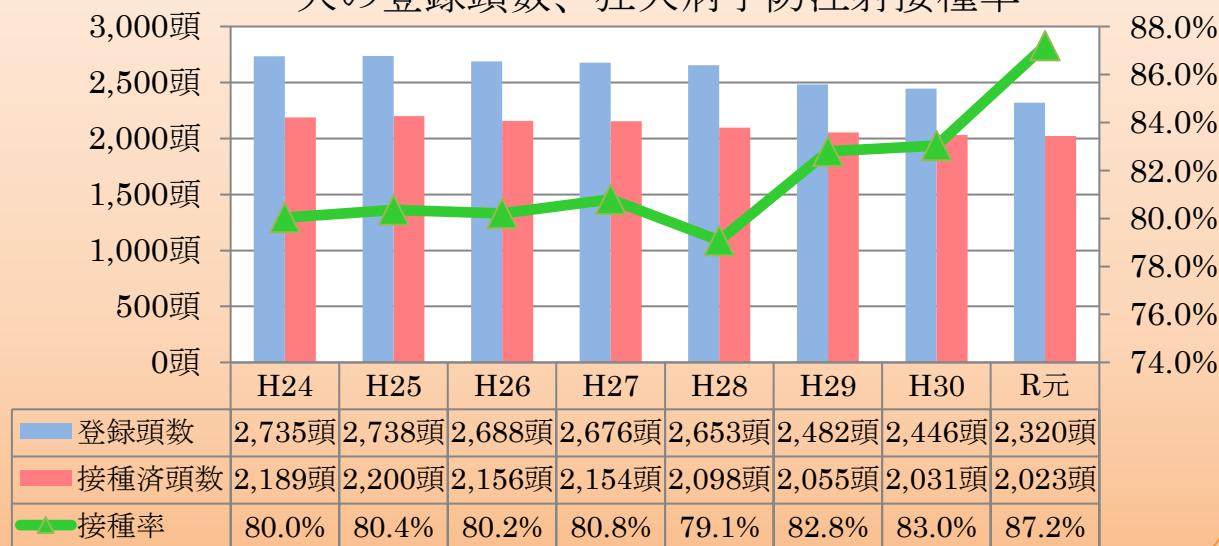
※市民からの相談件数8件に対し、適切な指導や助言を行ったものは、7件でした。1件については、現状を把握できなかったため、経過観察としております。

苦情・相談による改善率



～犬の登録と狂犬病予防注射～
犬の所有者となった方は、狂犬病予防法により飼い始めた日もしくは生後90日を経過した日から30日以内に登録の届出を行わなければなりません。
狂犬病予防注射は、飼い始めた最初の年は、飼い始めた日から30日以内に、翌年以降は毎年4月1日から6月30日までの間に接種させ、届出しなければなりません。

犬の登録頭数、狂犬病予防注射接種率



狂犬病ってなあに？

日本では昭和32年を最後に国内感染による狂犬病の発生はありませんが、世界的には現在も年間5万人以上が狂犬病により死亡しています。狂犬病は全ての哺乳類に感染し、発症した場合は、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。

2006年には、フィリピン滞在中に犬にかまれた男性が、日本帰国後に発症し、亡くなっています。台湾では、2013年に1961年以来となる狂犬病が発生し、1年足らずで台湾全土に広まりました。台湾の狂犬病は野生のイタチアナグマより感染が広まっており、日本でもいつ発生するかわからない状態ですので、必ず予防注射を打ちましょう！

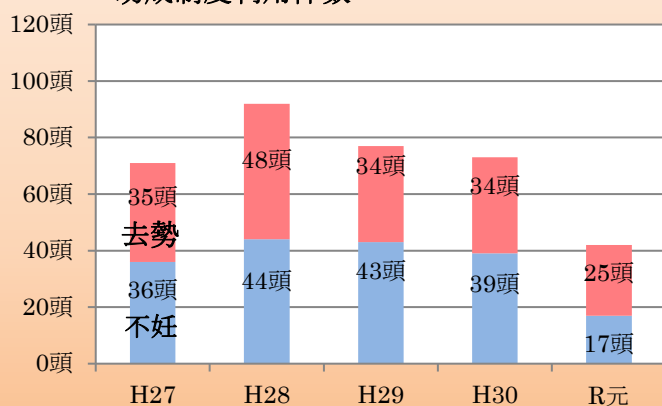
【飼い主のいない猫対策】

市では、平成 26 年度から「羽村市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成要綱」に基づき、飼い主のいない猫への不妊去勢手術費の助成を行っています。この要綱は、市の区域内の飼い主のいない猫へ不妊去勢手術を行うボランティア団体に対して、その経費の一部を助成することにより、市民の動物愛護意識の高揚と市内の生活環境の保全及び向上に資することを目的としています。

ボランティア団体の地道な活動のおかげで、市内の飼い主のいない猫（ノラ猫）が減少傾向にあることがわかります。

市民のみなさんも猫を飼うときは室内飼いをし、むやみに繁殖しないよう飼い猫に不妊去勢手術を施しましょう。

飼い主のいない猫不妊去勢手術費
助成制度利用件数



耳先カットは不妊去勢手術済のしるし



飼い主のいない猫（ノラ猫）に困っていませんか？

市内に生息する飼い主のいない猫は、減少に転じるまでには至っておりません。

この原因の一つには、無責任な飼い主が飼養する義務を放棄して、河原や公園などに捨ててしまうことがあります。猫を捨てることは法律で禁止されています。

【動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項】

愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

市では、飼い主のいない猫に対して、市内で活動するボランティアの方に協力していただきながら、動物愛護と環境対策の観点から取り組みを進めています。

飼い主のいない猫（ノラ猫）へ餌やりをしている方へ

飼い主のいない猫（ノラ猫）に餌やりを適切（定時・許可を得ている場所・餌やり中は見守る・餌がなくなり次第片づける、など）に行うことは、悪いことではありません。食事をする場所が確保され、その猫の生息地域で、生ごみなどが荒らされなくなる効果もあります。

しかし、近隣の方々の理解が得られなければ、せっかくの餌やりの活動も、近隣トラブルを招く原因となってしまいます。また、餌やりの方法についても、むやみに餌を放置する方法では、衛生環境を悪化させ、周囲に迷惑をかけてしまうこともあります。

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（環境省）に沿った、適切な餌やりを守りましょう。

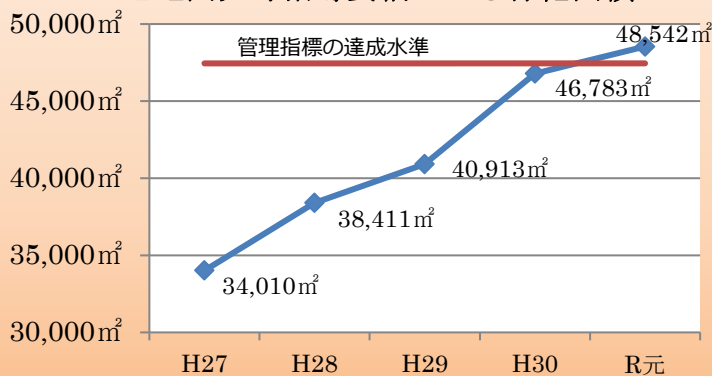
方針4 自然と調和した良好なまちなみの形成

自然と調和した良好なまちなみの形成の進捗

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	46,783m ²	48,542m ²	47,448m ²	 3.8%改善

平成19年度以降の宅地開発等指導要綱による緑化面積累計値とし、達成度合いは現状までの状況を勘案して年平均8%を基準とします

宅地開発等指導要綱による緑化面積



羽村市は、これまで職住近接の都市として良好な都市環境を維持し、公害の少ない、みどり豊かな自然と調和した都市として発展してきました。

住居地域や工業地域が共生する羽村市特有の都市構造を生かし、快適な生活空間と自然が調和したまちなみの確保を進めており、宅地開発等指導要綱による緑化指導は順調に進んでいます。このため、緑化面積は着実に増加し、令和元年度に、管理指標を達成しました。

方針5 みどりによる災害対策

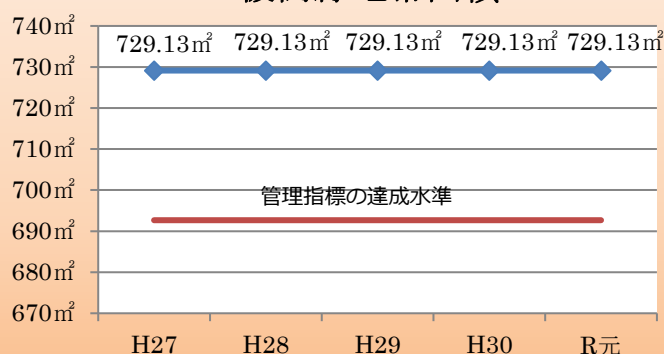
みどりによる災害対策の進捗

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	729.13m ²	729.13m ²	692.67m ²	 達成中 (横ばい)

1辺が30m以上連続し、まとまりのある樹木・樹林地を緩衝緑地帯と定義し、その面積について、年平均▲0.5%を基準とします

表中の条件を満たすものであれば、民有地、公有地を問わず算定します。緑被率調査の際の航空機写真から面積を算出していますが、緑被率調査は、平成18年度以来行っていないため、現在の面積は算定できません。しかし、令和元年度も緑地での大規模な開発等がなく、緩衝緑地は維持されていると捉えています。

緩衝緑地帯面積



都市部における緑地や道路の街路樹は、多様な災害対策機能を有しており、都市災害の被害軽減効果が期待されています。

緑地の減少が見られる市内においても、災害を軽減する緩衝緑地としてのみどりの必要性を認識し、これにふさわしいみどりの質や量を保全していく必要があります。

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。

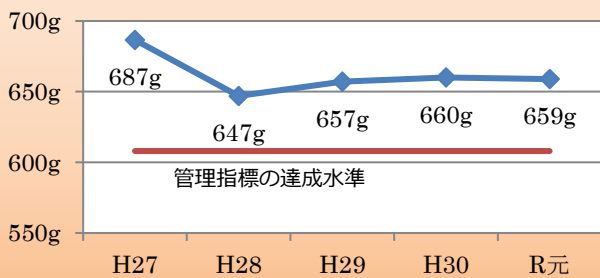
方針 1 3R の推進

3R の推進の進捗

管理指標	項目	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	① ごみ排出量	660g / 人・日	659g / 人・日	608g / 人・日	 0.2%改善
	② 総資源化率	35.7%	34.9%	38.4%	 2.2%後退

ごみの排出量は 1 人が 1 日あたりに排出する資源を含むごみの量
達成度合いは、羽村市一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、①は 608g / 人・日、②は 38.4%を基準とします

1人/日のごみの排出量の推移

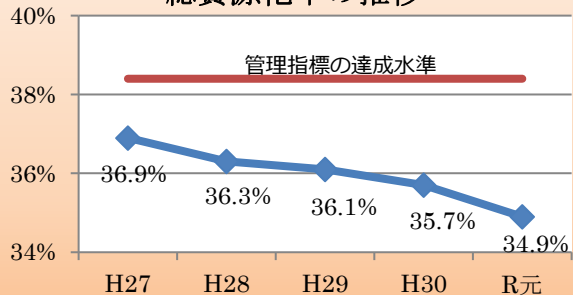


市では、一般廃棄物の戸別収集・一部有料化、事業系ごみの廃棄物手数料の改正などの排出抑制を推進するとともに、粗大ごみのリユース事業の展開、分別品目の見直しなどにより資源化を総合的に推進しています。市民一人あたりの一日のごみの排出量は、平成 28 年度に下げ止まり、増加傾向にあります。

総資源化率についても、平成 27 年度をピークに減少傾向にあります。

引き続き、ごみの削減と資源化できるゴミの分別の協力を呼びかけていきます。

総資源化率の推移

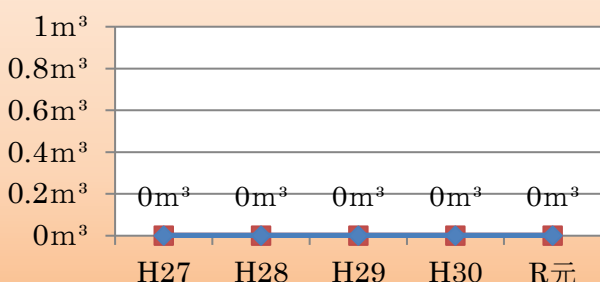


しっかり分別 きっちり資源へ！



(上) 使い捨て容器削減でゴミの減量に大きく寄与するリユース食器

最終処分場埋立搬入量の推移



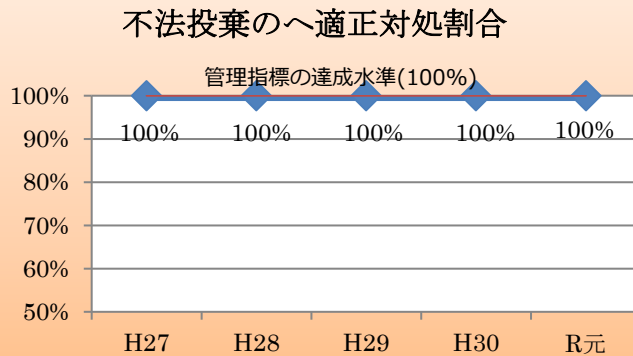
(左) 平成 26 年度より最終処分場で埋立するため搬入していた廃棄物を、再利用できる処分方法に転換したため、搬入量が 0 になりました。

方針 2 ごみの適正処理

ごみの適正処理の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	100%	100%	100%	達成中 (横ばい)

不法投棄（被害性が高く、事件性のある規模のもの）、一般廃棄物無許可収集運搬、資源持ち去りの苦情等による事案の改善割合について、達成度合いは 100%を基準とします



市内においては、今のところ、大規模な不法投棄などのごみの不適正な処理事例はありませんが、資源物の持ち去りや、一般廃棄物運搬許可を受けずに収集運搬する事業者等による不適正な収集運搬が行われる可能性があります。

近年、事件性のあるような不法投棄はなく、一般廃棄物無許可収集運搬もありません。資源持ち去りについては、まれに相談が寄せられますが、その都度対処しています。

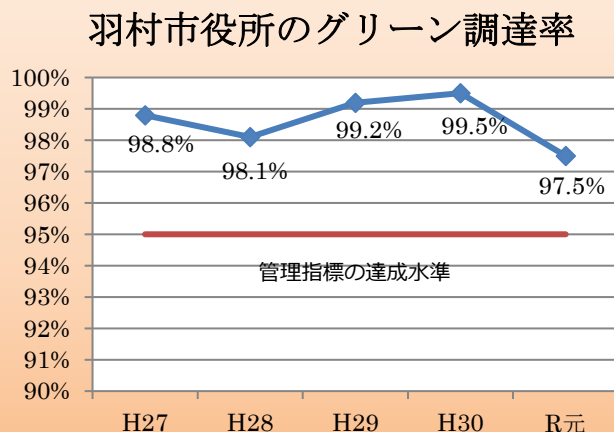
方針 3 グリーン購入の推進

グリーン購入の推進の進捗

管理指標	項目	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
①	市民・事業者	28.8%	28.8%	50%	横ばい
②	グリーン調達率	99.5%	97.5%	95%	達成中 (2.0%後退)

市民・事業者については、アンケート結果について、達成度合いは取り組み率 50%を基準とし、市のグリーン調達率は市の調達基準に基づいた調達率について、達成度合いは統合実行計画との整合を図り 95%を基準とします

市民・事業者については、平成 27 年度羽村市政世論調査のアンケート結果に基づいています。



市では、「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」の基準に基づき、グリーン調達を積極的に行っています。

令和元年度の調達率は、若干後退しましたが、職員向けの研修を定期的を実施しており、非常に高い水準のグリーン調達率を維持しています。今後もより一層の推進を図っていきます。

グリーン購入ってなあに？

物を購入する前に必要かどうかをよく考えて、必要なものを必要な分だけ購入するとともに、環境負荷ができるだけ小さいエコな製品を購入することをいいます。

～羽村のうつりかわり～

【国土地理院航空写真】

昭和 19 年頃（左の写真）

農地と武蔵野のみどりが多くを占めています。

左下には、多摩川が映っています。

昭和 36 年頃（右の写真）

写真左側に見える多摩川には、多くの穴が空いており、川砂利採取などの様子が見えます。

昭和 49 年頃（左の写真）

市街地が広がり、写真左上には日野自動車(株)羽村工場が見えます。

写真の右側には、砂利を採取した跡の大きな穴も見えます。

昭和 49 年当時には、この砂利穴に多くのゴミが捨てられました。

平成 20 年頃（左の写真）

市街化が進展していることが分かります。

左側の写真には、みどり豊かな多摩川、右側の写真には砂利穴が埋められ、まちなみが回復している状況が見えます。

2 自然環境分野

基本目標：人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいのまち

先人より受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいあるまちを創ります。

樹 林 ・ 緑 化

樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。

方針 1 既存のみどりの保全

既存のみどりの保全の進捗				
管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進 捗
	102,027.83m ²	103,610.19 m ²	103,331.72m ²	 1.6%改善
担保性の高い樹林地とは、公有化されている樹林地・緑地および保存樹林地のことをいいます 達成度合いは、第 1 次計画実績および東京都調査のみどり率における多摩地域の平均減少率から▲2.0%とします				

担保性の高い樹林地の面積



「既存のみどり」とは、市内に現存している樹林等のみどりのことをいいます。市内には、このような既存のみどりを守るため、所有者の同意を得て指定している「保存樹林地」や公有化している緑地がありますが、保存樹林地は減少傾向にあり、今後も保全を進めていくことが求められます。

令和元年度は地積更生による増加とグリーントリム公園付近の樹林地の買取りにより増加し、管理指標を達成しました。



歴史あるみどりの保全の進捗

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗
	28本	28本	23本	達成中 (横ばい)

天然記念物に指定されている樹木及び保存樹木制度の指定を受けている樹木は老化しており、保存措置等を行っているものの、台風等の天災により損失していることから、達成度合いは年平均▲1%とします

保存樹木本数



市では、「羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例（昭和 60 年施行）」に基づいて、市内の地域在来種や歴史のある樹木を「保存樹木」として指定し、所有者に保全と適正な維持管理に努めていただいています。

また、市内には、保存樹木の他に、平将門を討った藤原秀郷が植樹したという伝説のある阿蘇神社のシイ（スダジイ）や羽村橋の大ケヤキがあります。この 2 本は東京都天然記念物の指定も受けています。

令和元年度は、保存樹木の増減はありませんでした。



阿蘇神社のシイ（スダジイ）



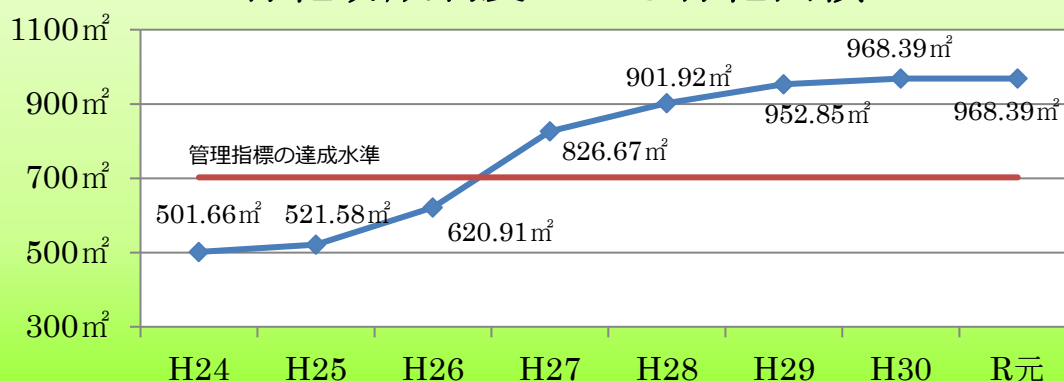
羽村橋の大ケヤキ

新たなみどりの創出の進捗

管理指標	30 年度値	30 年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	968.39 m ²	968.39 m ²	702.32 m ²	達成中 (横ばい)

生け垣等の緑化助成制度による緑化面積（生け垣はメートル×0.6 メートルにて面積換算）累計値
現状の緑化助成制度による状況を基本として、達成度合いは年平均 4%とします

緑化助成制度による緑化面積



市では、平成 3 年度から生け垣の設置助成制度を開始し、平成 26 年度からは、多年生の植物を用いた庭木緑化、壁面緑化や屋上緑化なども対象にした「羽村市新たなみどりの創出助成制度」へとレベルアップしました。令和元年度は、この助成制度の利用はありませんでした。

今後も引き続いて都市化が進むことが予測されますが、都市の環境・まちなみに調和した、新たなみどりの創出を進めていきます。



緑化助成制度により、新たに生け垣をつくられた方の写真

新たなみどりの創出助成制度ってなあに？

市内で、新たに土地や建物に緑化を行う方に対して、その経費の一部を助成する制度です。新たなみどりを創出することで、地域の特性に合った多様な生物が共生できる環境が増え、潤いとやすらぎ、安全で良好な都市環境を確保することができます。



田 園

田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。

方針 1 都市農地の保全

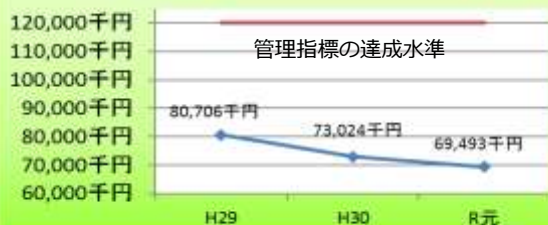
都市農地の保全の進捗

	項目	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
管理指標	① 農産物直売所の売上	73,024 千円	69,493 千円	120,000 千円	➡ 4.8% 後退
	② 援農ボランティア登録者数	99 人	94 人	45 人	↔ 達成中 (5.1%後退)
	③ 学校給食の地元農産物利用割合	37.3%	40.4%	23.0%	↔ 達成中 (8.3%改善)
	④ 農地面積	41.1ha	40.0ha	36.9ha	↔ 達成中 (2.7%後退)

①から③は第五次羽村市長期総合計画における目標値、④は現状までの推移を勘案して、年平均▲2%を基準とします

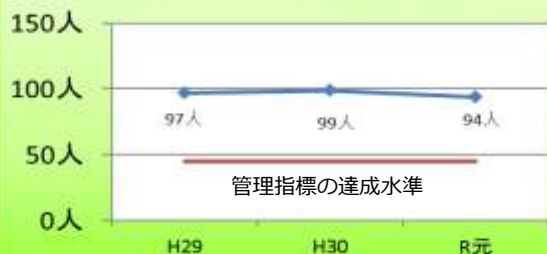
農地は、自然環境の保全、地下水のかん養、自然景観の形成、生態系の維持などの機能を有しています。都市農地は、消費地の近く新鮮な農産物の供給が可能であり、貴重な緑や生態系の確保など、都市環境を支える多面的な役割を果たすとともに、農業体験など自然に触れることのできる場にもなっていますが、都市化の進展に伴う農地の減少など都市農地は厳しい状況にあり、一層の保全が求められます。

農産物直売所の売上



農産物直売所の様子

援農ボランティア登録者数



(左上) (右下) 都市化や相続に伴う土地の売却などにより農地面積は減少しており、さらに天候不良の影響等により、農産物直売所の売上は減少傾向にあります。今後は、より効率の良い生産が求められます。

(左)「援農ボランティア」とは、農家の方とともに農産物の生産を手伝う登録制のボランティアです。

(左下) 地産地消に関する教育などに力を入れており、学校給食での地元農産物利用割合は増加しています。

学校給食の地元農産物利用割合



農地面積



田園によるみどりの保全の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	20.4ha	20.4ha	20.2ha	達成中 (横ばい)

下図範囲のみどり率（緑被面積に公園などのオープンスペースを加えたもの）の面積について、現状までの状況を勘案し、年平均▲0.1%とします

“田園によるみどり”とは、まとまりのある水田や畑を中心に、水路や湧水等の水環境、周辺の緑地帯が複合的に存在し、羽村の伝統的な農の風景を構成している、主に羽加美四丁目、羽中四丁目のみどりとして定義しており、右の図の黒い線で囲まれた地域となります。

令和元年度は大きな土地の改変などもなく、みどりの面積を保全しています。



上図の黒色線の範囲は、田園によるみどりの保全の進捗を図るための、みどり率を求積する範囲です。上図左側には多摩川、中央部にはまとまりのある田園、水路、根がらみ崖線が複合的に存在していることがわかり、パッチワークのような美しい風景が見てとれます。

右の写真は、昭和 15 年頃の羽加美四丁目、羽中四丁目周辺のもので、

右の写真の赤い線の内側は、今と同じ田園が広がっていることが分かります。右上の図の現在の写真では、右の写真の赤い線の外側部分が都市化しており、宮の下運動公園側は住宅が建っていることが分かります。



公園緑地

みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。

方針 1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備

みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	35.7ha	35.7ha	35.8ha	横ばい

達成度合いは、市立公園・ポケットパーク等の面積について、現状までの状況を勘案し年平均 0.1%基準とします。
なお市民一人当たりの都市公園面積は 10 m²を目標とします

市ではこれまで、市民の憩いの場や緑の保全の場として、また、災害時の避難場所などとして多面的な機能を持った公園の整備を進めてきました。

また、市内には、水木公園や加美緑地などの崖線を中心とする緑地公園や動物公園や水上公園など豊かな自然環境と一体となっている公園など、みどり豊かな公園が存在し、生態系を守ってくれています。

令和元年度は、公園の増減や樹林地・ポケットパーク等の増減がなかったため、面積の変更はありません。

市内の公園等の面積

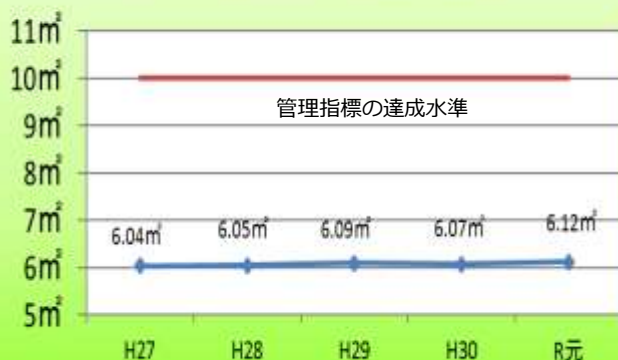


～緩衝緑地にもなっている大きなみどりのある公園～



武蔵野公園の様子

市民1人あたりの公園等面積



富士見公園



小作緑地



宮の下運動公園

水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。

方針 1 適正な水の循環（雨水の管理）

適正な水の循環（雨水の管理）の進捗

管理指標	項目	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
①	雨水浸透施設助成	417 件	423 件	642 件	➡ 1.4%改善
②	道路の透水性・保水性舗装面積	20,333.9m ²	20,366.2 m ²	21,734.0m ²	➡ 0.2%改善

達成度合いについて、①は第五次羽村市長期総合計画における助成件数を勘案し年 30 件を基準、②は現状までの推移を勘案して年平均 1.8%を基準とします

適正な水の循環は地下水を涵養し土壌やみどりを潤すなど、生物の生命維持活動の根拠ともいえる重要な要素の一つです。青梅線以西には、わずかながら崖線下に湧水が残っていますが、湧出量は決して多くはなく、今後、湧出しなくなる懸念もあります。

近年では、地下の開発による帯水層の遮断、地表の舗装などの人工物で覆われ、地下への浸透量が減少してきています。透水性・保水性の舗装や雨水浸透施設の設置を推進し、適正な水の循環を進めていきます。

市が行っている雨水浸透施設設置費助成制度により、雨水浸透ます、浸透トレンチが少しずつですが増えています。透水性・保水性舗装路面の面積も着実に増加しています。

【雨水浸透施設設置費助成制度】

市内の戸建住宅および集合住宅の屋根に降った雨水を、地中に浸透させる浸透ますおよび、浸透トレンチを設置するための工事費の一部を助成しています。



雨水浸透施設助成件数



透水性・保水性舗装路面の面積



舗装を透水性・保水性にすることで、雨水の地下への浸透、雨水の排水量の削減、ヒートアイランド対策など、様々な効果があります。



透水性舗装の動物公園通り

河川の保全の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	6.3	6.7	6.5	 6.3%改善

生物学的水質調査の判定結果を上図のように 7 段階に指数化し、各年度ごとに調査結果の指数を平均化したものについて、達成度合いは水量や気温の変化の影響を勘案し、現状維持を基準とします



水生生物調査の様子

水生生物調査の結果から底生生物、付着藻類、魚類の 3 項目における水質のきれい度を 7 段階に分け、その数値の平均値を指数化しています。

水生生物調査

多摩川における水質を生物学的観点から監視するため、年 1 回 2 地点、水生生物の採取を行い、生物学的水質判定を行っています。

調査場所

市内中流部（宮の下運動公園付近）、市内下流部（羽村大橋下流）

調査方法

調査項目	調査方法	調査内容
底生生物	サーバーネット法* ¹	種別出現個体数・目別分類等
付着藻類	コドラート法* ²	種別出現個体数
魚 類	手網による採取後、放流	体長等の計測・種別出現個体数

* 1：河床にサーバーネット[30cm×30cm の金属方形枠に 60 メッシュ(孔径 0.25mm)のサラシ網をつけたもの]をセットし、その中に生息する生物を 2 回採取し、試料とする。

* 2：適当な河床の礫（れき）を選定し、ゴム板のコドラート(5cm×5cm の穴を開けたもの)をあて、ブラシでこすり落として試料とする。

調査機関

株式会社日本海洋生物研究所

調査結果【令和元年 7 月 10 日（水）実施】

令和元年度の調査では、底生生物による生物学的水質判定は「きれいな水域」であり、付着藻類についても「きれいな水域」でした。魚類については、一般的にきれいな水域を好むといわれているカジカ、アブラハヤ、わりあいきれいな水を好むシマドジョウ、ウグイを確認することができました。

底生生物の出現状況

調査実施日	R元.7.10	
調査地点	中流	下流
出現種数	50種	33種
出現個体	2,713個体	757個体
主な優先種	ミジカオフトバコカゲロウ	ヒメトビロカゲロウ
	コバネヒゲトガリコカゲロウ	ミジカオフトバコカゲロウ



ミジカオフトバコカゲロ

付着藻類の出現状況

調査実施日	R元.7.10	
調査地点	中流	下流
出現種数	40	24
出現個体	7,875個体	60,447個体
主な優先種	ツメワカレケイソウ	ツメワカレケイソウ
	ヒゲモ	ヒゲモ



ヒメトビロカゲロウ

魚類の出現状況

調査実施日	R元.7.10	
調査地点	中流	下流
カワムツ	5	1
アブラハヤ		5
ウグイ	29	6
カマツカ		1
シマドジョウ	11	14
アカザ		3
カジカ	9	1
カワヨシノボリ	15	28
ジュズカケハゼ		4
種数	5種	9種
個体数	69個体	63個体



ツメワカレケイソウ



ウグイ



カワヨシノボリ



ヒゲモ

直近 5 か年の水生生物出現状況

年度	調査地点	調査季	底生生物		付着藻類		魚類	
			種名	比率	種名	比率	種名	比率
H27	中流部	春季	フタバコカゲロウ <i>Baetiella japonica</i>	23.4%	ツメワカレケイソウ <i>Achnanthes bialolettianum</i>	59.6%	シマドジョウ <i>Cobitis biwae</i>	21.2%
		秋季	キアシツメグサ <i>Simulium bidentatum</i>	16.8%	ユレモの一種 <i>Phormidium</i> sp.	60.3%	ウグイ <i>Tribolodon hakonensis</i>	33.9%
H28	上流部	春季	ユスリカ科 <i>Chironomidae</i>	74.0%	ツメワカレケイソウ <i>Achnanthes bialolettianum</i>	72.8%	ウグイ <i>Tribolodon hakonensis</i>	85.1%
		秋季	キアシツメグサ <i>Simulium bidentatum</i>	37.4%	ツメワカレケイソウ <i>Achnanthes bialolettianum</i>	81.9%	ウグイ <i>Tribolodon hakonensis</i>	33.3%
H29	上流部	夏季	ミツオミジカオフトバコカゲロウ <i>Acentrella gnom</i>	14.6%	ヒゲモ <i>Homoeothrix janthina</i>	44.3%	ウグイ <i>Tribolodon hakonensis</i>	51.5%
	下流部	夏季	ミツオミジカオフトバコカゲロウ <i>Acentrella gnom</i>	12.5%	ササノハケイソウ <i>Nitzschia fonticola</i>	10.1%	カワヨシノボリ <i>Rhinogobius flumineus</i>	41.9%
H30	上流部	夏季	アカマダラカゲロウ <i>Teleganopsis punctisetae</i>	11.0%	ツメワカレケイソウ <i>Achnanthes bialolettianum</i>	35.4%	ウグイ <i>Tribolodon hakonensis</i>	63.3%
	下流部	夏季	ウルマーシマトビケラ <i>Hydropsyche orientalis</i>	22.9%	ヒゲモ <i>Homoeothrix janthina</i>	49.6%	カワヨシノボリ <i>Rhinogobius flumineus</i>	33.3%
R1	中流部	夏季	ミジカオフトバコカゲロウ <i>Acentrella sibirica</i>	14.3%	ツメワカレケイソウ <i>Achnanthes minutissimum</i>	21.7%	ウグイ <i>Tribolodon hakonensis</i>	42.0%
	下流部	夏季	ヒメトビロカゲロウ <i>Choroterpes alticulus</i>	31.6%	ツメワカレケイソウ <i>Achnanthes bialolettianum</i>	62.6%	カワヨシノボリ <i>Rhinogobius flumineus</i>	44.4%

自然景観

多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。

方針 1 多摩川周辺の自然景観の保全

多摩川周辺の自然景観の保全の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	52.87%	52.87%	50.23%	達成中 (横ばい)

羽西 1・2・3、羽加美 2・3・4、羽中 3・4、羽東 2・3、玉川 1・2 丁目、羽（多摩川）、川崎字下河原のみどり率について、都市化や相続等の要因を勘案して年平均▲0.5%を基準とします

多摩川周辺は水とみどりが調和した美しい自然環境を有しており、田園や寺社林、多摩川右岸の羽村草花丘陵を中心とする自然景観など、春夏秋冬さまざまな自然の風景が楽しめます。しかしながら、都市化の進行において、無秩序な開発等が行われた場合、美しい自然環境が損なわれるおそれもあります。

今後も、引き続き市民・事業者・市が一体となって、良好な多摩川周辺の自然景観を保全していくことが求められます。



現在までのところ、大きな土地の改変などがないことから、みどり率を維持しています。詳細な数値は緑被率調査で把握することができます。



東京都景観計画における玉川上水景観基本軸にもなっている、みどり豊かな美しい景観の玉川上水周辺

みどり率って、なあに？

緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと



東京の多摩地域には約 5 万ヘクタールの森林があり、近年本格的な利用期を迎えています。

多摩産の木材を利用することは森林整備にもつながり、良質な森を保全するとともに CO₂の吸収にも寄与します。

市では平成 30 年に羽村市動物公園のエントランスをリニューアルし、多摩産材を使用しています。多摩産材は良質な木材が多く、今後もより一層の利用推進が期待されます。



方針 2 崖線のみどりの保全

崖線のみどりの保全の進捗

管理指標	30 年度値	元年度	計画の達成度合い	進捗状況
	10.40ha	10.56 ha	10.40ha	達成中 (1.5%改善)
五ノ神崖線、川崎崖線、羽村崖線、根がらみ崖線、美原崖線、小作崖線の面積について 10.4ha を基準として、現状維持とします				

市内の崖線は、主に多摩川の浸食作用によってできた崖地の連なりです。崖線のみどりは、自然の地形を残しつつ、市街地の中で市の境界を超えて連続して存在しており、湧水や生物などの自然資源が多く存在し、東京のみどりの骨格としても、都市化が進む中でみどりのある貴重な空間となっています。

市内には、五ノ神崖線、川崎崖線、美原崖線、小作崖線などがありますが、市ではこれまで、保存樹林地の指定や公有地化などによって崖線を保全してきましたが、一部において傾斜地（崖線）への開発行為も見受けられ、市内のみどりの骨格である崖線を減少させる可能性があることから、無秩序な開発行為を防ぎ、今後も保全していくことが求められます。

崖線緑地については、グリーントリム公園付近の樹林地の買取りと保存樹林地の地積更生があったため、面積が増加しました。



緑確保の総合的方針_既存のみどりを守る方針図より引用
(平成 22 年 5 月東京都・特別区・市町村)
市内におけるみどり・生態系の骨格として、崖線は重要な役割を持ちます。現在、崖線は公有緑地、公園、保存樹林地として保全しています。

崖線って、なあに？

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことをいいます。羽村市では、長い年月をかけて多摩川によって浸食された崖線が、市内のみどりの骨格を形成しています。

左の写真では、崖線が途切れ、都市化されていることが分かります。
一度都市化されてしまうと崖線を回復することは非常に困難です。

生物多様性

地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のこ
とわりに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。

方針 1 多様な生物が共生できる環境の確保

多様な生物が共生できる環境の確保の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	30.3%	30.3%	28.3%	達成中 (横ばい)
みどり率（樹林地・草地・農地・公園の緑被率に公共水面等のオープンスペースを加えたもの）について、現状の状況、多摩地域の状況を勘案し、年平均▲0.2%を基準とします				

市内のみどり率について、近年は大幅な減少はありませんが、都市化の進展による樹林地や都市農地の減少などにより、長期的には減少傾向にあると考えられます。樹林地所有者の高齢化や相続に伴う土地の売却、宅地化などが要因として挙げられます。一方で、宅地や工場内の新たな緑化など、みどりを増やす要素もあるため、いかにしてみどりの減少を食い止めるかが今後の課題となります。

市内のみどり率



市民・事業者・市が一体となり、地域特性に応じた、多様な生物が共生できる環境（生態系）を確保していく取り組みを進めていくことが求められます。

詳細な数値については、緑被率調査によって把握することができます。

参考数値として、東京都が5年ごとに実施しているみどり率調査の結果によると、平成30年度の羽村市のみどり率は29.1%となっています。

生物多様性の定義、意味（恩恵）と危機について

☆生物の多様性には、次の3種類があり、すべての生物間の変異性と定義します。

- 第一に「生態系の多様性」（地球上、あるいは特定の地域において、様々な自然の形があること）
- 第二に「種間の多様性」（地球上、あるいは特定の地域において、様々な種類の生物が生息・生育している状況のこと、種の多様性ともいう）
- 第三に「種内の多様性」（同じ生物種内のグループにも遺伝子による違いがあること、遺伝子の多様性）

☆生物多様性を守る4つの意味（恩恵）

- 「すべての生命が存立する基盤を整える」（生きものがうみだす大気と水：基盤サービス）
- 「人間にとって有用な価値をもつ」（暮らしの基礎：供給サービス）
- 「豊かな文化の根源となる」（文化の多様性を支える：文化的サービス）
- 「将来にわたる暮らしの安全性を保障する」（自然に守られる私たちの暮らし：調整サービス）

☆生物多様性に係る4つの危機

- 第1の危機「開発など人間活動による危機」
- 第2の危機「自然に対する働きかけの縮小による危機」
- 第3の危機「人間により持ち込まれたものによる危機」
- 第4の危機「地球環境の変化による危機」

※詳しくは「羽村市環境とみどりの基本計画～環境・みどり・生物多様性を包括的にすすめるはむらプラン～」23、24ページをご覧ください。

方針 2 在来生物の保全

在来生物の保全の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	67 種	71 種	57 種	 達成中 (6.0%改善)

水生生物調査において出現した在来生物（底生生物及び魚類）の種類について、現状維持（平成 24 年度値）を基準とします

市域では都市化や緑地の減少などにより、在来生物の種類も減少する可能性があります。調査ごとの多摩川の水生生物の出現数にはばらつきがあるものの、全体として生物相は豊かで、管理指標の達成水準を上回っています。今後も市民・事業者・市が一体となって、在来生物を保全し、地域の種や遺伝子の多様性を守っていくことが求められます。



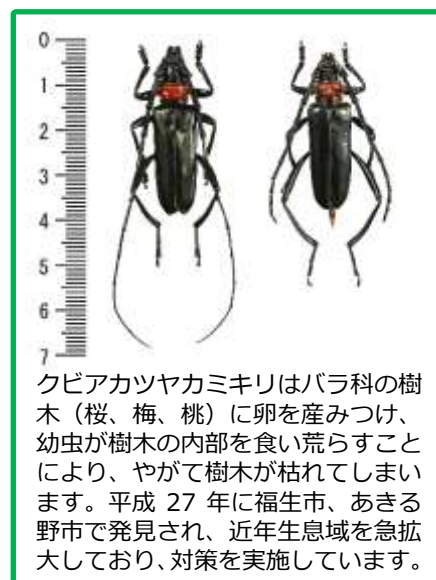
方針 3 外来種対策

外来種対策の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	3 種	4 種	3 種	 33.3%後退

市内において確認されている特定外来生物及び侵略的外来種の種類について、現状維持を基準とします

外来種とは、他の地域から入ってきた生物のことをいいます。外来種のうち、外来生物法によって特定外来生物に指定されているものは、許可されている場合を除き、輸入、飼育、保管などや野外へ放つ、植える及び蒔くことも禁止されています。市内の状況を見てみると、ウシガエル、ガビチョウ（鳥類）、アライグマの出現が市民等からの連絡により確認されています。令和元年度はクビアカツヤカミキリの生息が確認されました。市内では確認されていませんが、各地で被害が確認されている、カシノナガキクイムシによるナラ枯れとともに、今後、注視していく必要があります。



方針 4 市街地における生態系の確保

市街地における生態系の確保の進捗

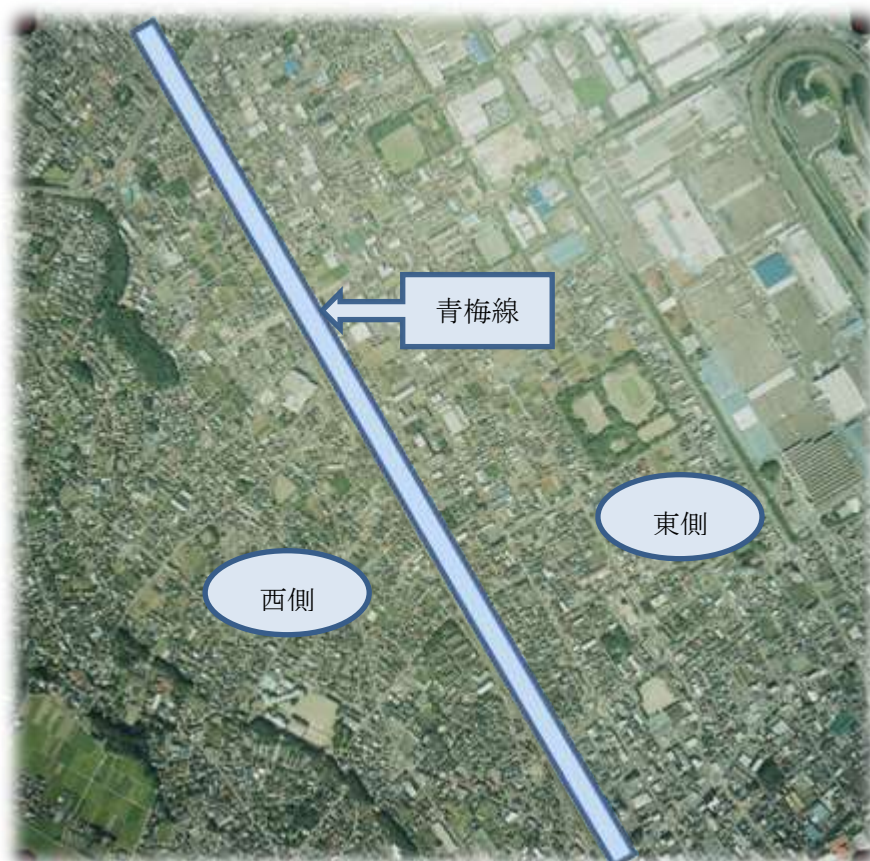
管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	47,752.68m ²	49,511.17 m ²	48,150.82m ²	 3.7%改善
達成度合いは、平成 19 年度以降の宅地開発等指導要綱及び緑化助成制度による緑化面積累計値について年平均 3%を基準とします				

市内には、JR 青梅線の西側には、市内のみどりの骨格となっている崖線を中心に、帯状に続く寺社林、畑や雑木林、公園などが点在しており、多くの自然資源が保全され、都市化が進む中で生態系を確保する貴重な空間となっています。

JR 青梅線東側については、工業地域、商業地域や住宅地域が広がる都市化が進んだ地域となっており、昔からあるみどりはごく限定的となっている一方で、工場等の設置や開発行為における緑化により、新たなみどりも創出され、生態系を守る取り組みもされています。

市では、宅地開発指導要綱及び新たなみどり創出助成制度により緑化を推進しており、緑化面積は着実に増えています。

令和元年度に管理指標を達成しました。



市民の方が作られたビオトープ。虫や鳥が集まります。

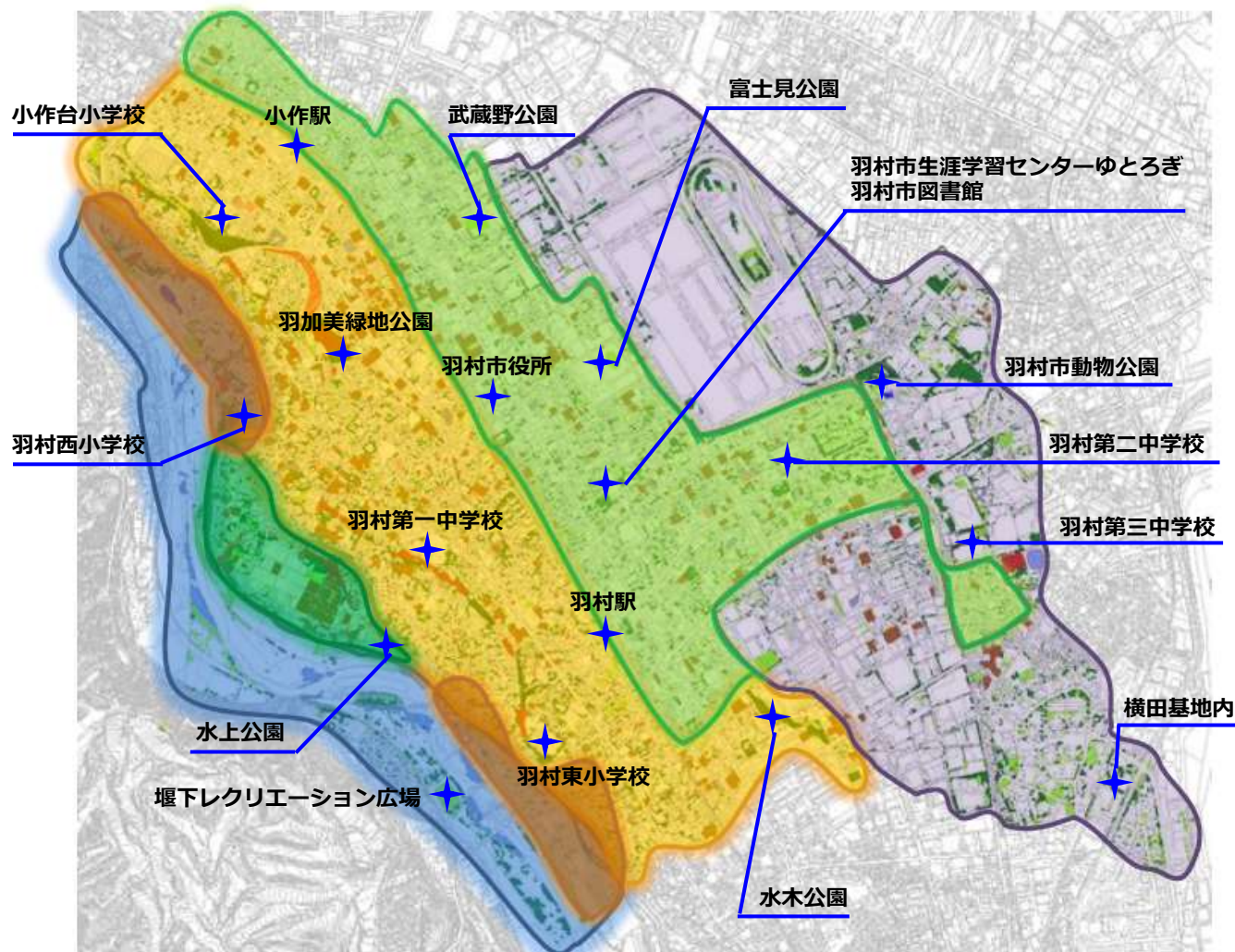
写真の中央部、斜めに伸びる JR 青梅線。西側（写真左側）には、崖線や田園による大きなみどりが見えます。

東側（写真右側）には、工場や公園によって、まとまったみどりがあることが分かります。

市街地での生態系を確保していくため、生物が移動することができる、みどりのネットワークを作っていくことも重要です。

【国土地理院航空写真：平成 20 年】

自然環境分野の “みどり” のエリアマップ



既存のみどりの保全エリア

歴史あるみどりの保全エリア

新たなみどりの創出エリア

新たなみどりの創出(緩衝緑地)エリア

田園によるみどりの保全(伝統的農の風景)エリア

多摩川周辺の自然景観の保全エリア

既存のみどりの保全エリア

低層の住宅が多い市街地で、崖線・屋敷林・都市農地が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。

このエリアでは、都市化の進行などによるみどりの減少が懸念されることから

樹林・緑化の方針1『既存のみどりの保全』、田園の方針1『都市農地の保全』

自然景観の方針2『崖線のみどりの保全』、生物多様性の方針2『在来生物の保全』

を重点的に取り組み、豊かなみどりと生物相を保全し、持続的利用を推進します。

歴史あるみどりの保全エリア

低層の住宅が多い市街地で、屋敷林・都市農地に加え、寺社林、史跡、天然記念物等の文化財が存在し、これらと一体となった美しい自然環境が特徴のエリアです。

このエリアでは、古樹の老化や都市化の進行などが懸念されることから

樹林・緑化の方針2『歴史あるみどりの保全』、田園の方針1『都市農地の保全』

生物多様性の方針2『在来生物の保全』

を重点的に取り組んでいくものとします。

新たなみどりの創出エリア

低中層の住宅や商業施設が多い市街地で、公園、都市農地、樹林地、住宅や商業施設の緑によってみどりが支えられているエリアです。

このエリアでは、都市化の進行が最も顕著で、みどり率が低いことから

樹林・緑化の方針3『新たなみどりの創出』、田園の方針1『都市農地の保全』

公園緑地の方針1『みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備』

生物多様性の方針4『市街地における生態系の確保』

を重点的に取り組んでいくものとします。

新たなみどりの創出(緩衝緑地)エリア

大規模な工場や事業場がある地域と、これに隣接する中小規模の工場・事業場と住宅、市街化調整区域からなる地域で、工場等の緑地、公園、都市農地、樹林地、住宅の緑によって、比較的まとまりのあるみどりが存在しているエリアです。

このエリアでは、土地の用途が特殊であるものが多いことから、その特殊性に合わせ

都市環境分野の生活環境の方針5『みどりによる災害対策』

樹林・緑化の方針3『新たなみどりの創出』、田園の方針1『都市農地の保全』

生物多様性の方針1『多様な生物が共生できる環境の確保』

を重点的に取り組んでいくものとします。

田園によるみどりの保全(伝統的農の風景)エリア

低層の住宅と、崖線、田園、屋敷林が存在し、みどりと生物相が特に豊かなエリアです。

このエリアでは、羽村の伝統的農の風景が唯一残り、特に生物相が豊かなことから、既存のみどりの保全エリアの取り組みに加えて

田園の方針2『田園によるみどりの保全(伝統的農の風景)』、生物多様性の方針3『外来種対策』

を重点的に取り組んでいくものとし、羽村のみどりの核となる地域を守ります。

多摩川周辺の自然景観の保全エリア

低層の住宅、多摩川、玉川上水、河川敷の公園が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。

このエリアは、羽村の自然景観の根幹となっていることから、

水環境の方針2『河川の保全』、自然景観の方針1『多摩川周辺の自然景観の保全』

生物多様性の方針2『在来生物の保全』、『生物多様性の方針3『外来種対策』

を重点的に取り組んでいくものとします。

3 地球環境分野

基本目標：みんなと地球にやさしい、スマートなまち

すべての人が環境の大切さを考え、枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を進め、環境負荷の少ない、地球と生物にやさしい、スマートなまちを創ります。

地球温暖化対策

地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。

方針 1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の進捗				
管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	1.03	0.99	1.00	 3.9%後退
地域推進計画の進捗指数は、市域からの温室効果ガス排出量とエネルギー使用量について、目標年次である令和 2 年度の目標量 287.5kt-CO ₂ （トロン単位）の二酸化炭素換算量と 3,301TJ（テラジュール、熱量換算量）を達成するために必要な各年度の 2 要素の目標量と実績の達成率を指数化したものです				

地球温暖化対策の主たるものは、温室効果ガスの削減であり、温室効果ガスのうち二酸化炭素が 95%程の割合を占めており、地球温暖化の最大要因とされています。市内では、地球温暖化の影響による、生態系の分布の変化、大雨の発生頻度の増加、農作物の生育不良等の顕在化までには至ってありませんが、対策が進まなければ、今後は顕在化する恐れがあります。

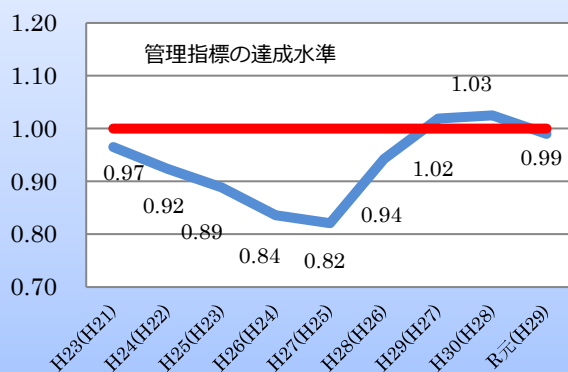
市では、市域から温室効果ガスの排出量を削減するため、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、対策を進めています。

過去 2 箇年は、管理指標を達成しましたが、令和元年度値（平成 29 年実績）は、景気動向や電力事情の影響により、目標に達しませんでした。

左の表は、温室効果ガス排出量についての各年度の目標値に対する達成度合い、エネルギー使用量についての各年度の目標値に対する達成度合いの平均値を示しています。

目標値に対して達成できていなければ 1.0 未満、目標値を達成できていれば 1.0 以上となります。

地域推進計画の進捗推移



パリ協定...平成 27 年 12 月 12 日に締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。2020 年以降の地球温暖化対策を定めています。

エネルギー対策

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。

方針 1 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	3,379TJ	3,456TJ	3,301TJ	2.3%後退

達成度合いは、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による羽村市内のエネルギー消費量を熱量換算したものについて、地域推進計画の達成に必要な 3,301TJ とします
※平成 28 年 3 月の羽村市地球温暖化対策地域推進計画の改訂により、3,002TJ より変更しました。

枯渇性資源を利用したエネルギーとは、天然資源（石油・石炭・ガスなど）を利用して発生させるエネルギーのことをいい、多くは燃焼などによってエネルギーを抽出することから、その結果生じる温室効果ガスの発生と資源の枯渇という問題を併せもっています。

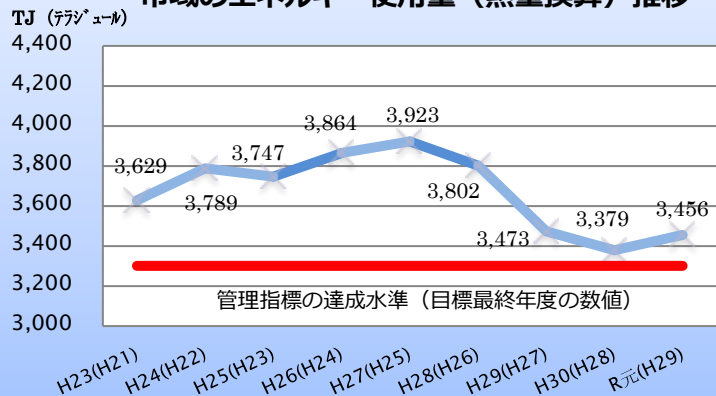
市では、第四次羽村市長期総合計画や第 1 次の環境基本計画などにより、枯渇性エネルギーの使用を合理化、省エネ化を、市民等や事業者等と協働して推進してきましたが、今後はより一層の省エネ化が求められます。

右の表のうち、平成 23 年値（平成 21 年実績）からは、デジャブ景気などの景気拡張期であり、産業部門のエネルギー使用機器の稼働の回復による増加が主な要因です。

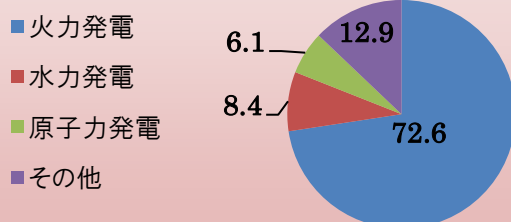
市域のエネルギー使用動向は、産業部門の影響を強く受けることが特性として挙げられ、経済の状況に左右される要素も多くあることから、令和元年度（平成 29 年実績）は、上昇に転じました。

経済発展とエネルギー使用量が分離する（デカップリングといいます。）よう、市民・事業者・市が一体となって、省エネ化を一層推進していくことが求められます。

市域のエネルギー使用量（熱量換算）推移



発電の種類の割合（平成30年）



化石燃料ってあと何年分あるの？

石油	50 年
天然ガス	51 年
石炭	132 年

（出典：原子力・エネルギー図面集 2019）

（出典：原子力・エネルギー図面集 2019）

方針 2 再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギー利用拡大の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	593 件	601 件	1,000 件	1.3%改善

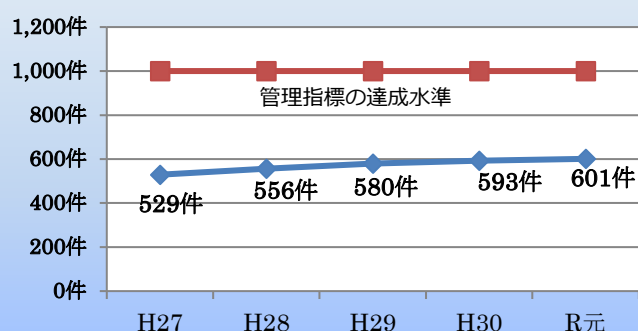
達成度合いは、市域にて再生可能エネルギー利用設備を設置している件数（市民・事業者の助成等対象件数）について、現在の助成制度の状況から 1,000 件を基準とします

再生可能エネルギーには、太陽光、太陽熱、風力、波力、潮力、流水、地熱、バイオマスなどがありますが、これらは自然のプロセスの中から生じているため、地球上の二酸化炭素を増やすことがなく、枯渇性エネルギーのような有限的性質もないため、地球環境への負荷を低減することが可能な資源です。

市内における、再エネの利用としては、太陽光を利用した発電、太陽熱を利用した給湯、小型風力発電などがありますが、その大多数が太陽光と太陽熱の利用です。

市では、平成 14 年度から太陽光発電システム設置費助成制度を開始し、平成 26 年度からは再生可能エネルギーを利用する設備の対象を増やし、レベルアップした「羽村市創省エネルギー化助成制度」を開始し、太陽光発電システム、太陽熱利用システムや木質バイオマス利用設備の導入への助成を行っています。平成 29 年度に制度改正を行い、新メニューを盛り込みました。

太陽光発電システム助成件数



市役所屋上の太陽光発電システム

創省エネルギー化助成制度って、ななに？

市では、これまで太陽光発電システムや住宅の省エネリフォームへの助成を行ってきましたが、これらを一本化してレベルアップした、日本でも珍しい独創的な助成制度を平成 26 年度から開始しました。

【助成メニュー】

太陽光発電システム（住宅、事業所）／太陽熱利用システム／家庭用燃料電池コージェネレーションシステム／中水利用設備／高密度蓄電池システム／エネルギー管理システム／次世代自動車（EV、PHV、FCV）／次世代自動車エネルギー供給設備（水素・急速充電、普通充電）／ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）／認定低炭素住宅／次世代省エネ住宅化改修工事（長期優良住宅、複合改修工事）／高断熱化改修工事／LED 照明改修工事／高遮熱塗装等改修工事／浴室高断熱化改修工事／トイレの節水改修工事／高効率空調等改修工事など

【エコポイント】

助成は、市内での買い物に利用できる「エコポイント」として付与します。

助成した金額が、市内で使われるため、市内での消費喚起にもつながっています！

スマートライフ

スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。

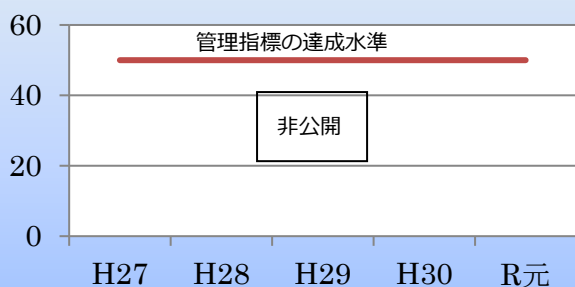
方針 1 スマートグリッド形成の研究と整備

スマートグリッド形成の研究と整備の進捗

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	非公開	非公開	50%	横ばい

達成度合いは、スマートメーター世帯普及率について、電気事業者の普及計画から普及率 50%を基準とします

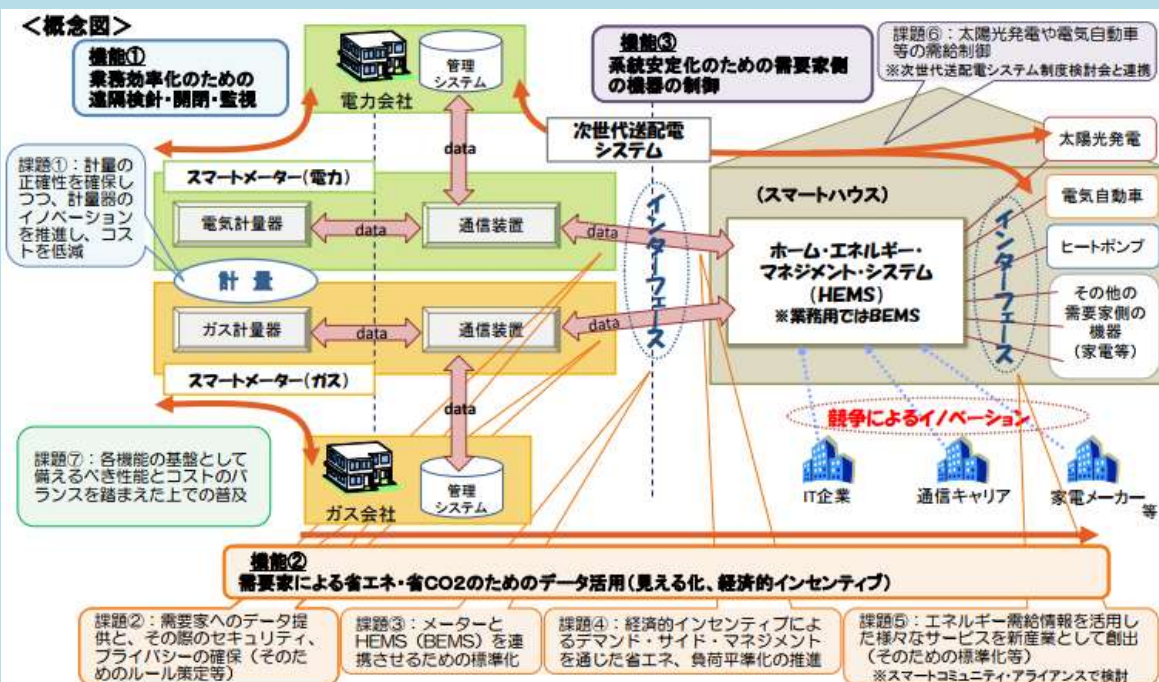
スマートメーター普及率



羽村市環境とみどりの基本計画におけるスマートグリッドとは、「地域特性を踏まえたうえで、従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発電等の分散型電源や消費者の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指すもの」としています。

普及率については、電気事業者から公表され次第、お知らせしていきます。

スマートメーターの概念図



経済産業省スマートメーター制度検討会（第1回）配付資料より抜粋引用

方針 2 スマート交通システムの研究と整備

スマート交通システムの研究と整備の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	209,760 人	206,453 人	168,044 人	達成中 (1.6%後退)

達成度合いは、はむらんの利用者数について年平均 1%を基準とします

はむらん利用者数



スマート交通システムとは、「公共交通機関と個人の保有車両について、市民等の生活の質を向上しつつ、環境負荷低減を可能とする交通システム」のことを言います。

市内を走るコミュニティバスはむらんには電気バスもあり、CO₂ フリー走行などのスマート交通システムの構築を進めています。電気バスはむらんの利用が増えることで家庭用のガソリン車やディーゼル車の利用が振り替えられること（モダルシフト）が期待されます。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者が減少に転じてしまいました。

エイゼムス

AZEMSプロジェクト！

地域の地球温暖化防止施策の運輸部門対策である AZEMS プロジェクト。

市民のQOL（quality of life = 生活の質）の向上と、都市部の限られた空間という特性に適したスマート交通システムを構築していくことで、自動車交通のゼロ・カーボン化に取り組んでいます。

平成 27 年 12 月に運用を開始した AZEMS は、太陽光発電システムと多段的に用いたリチウムイオン二次電池により、マイクログリッド化された CO₂ フリーの電気自動車用の急速充電システムを構築するとともに約 50kW の発電能力から、100kW のエネルギー出力（急速充電）も可能にしており、都市部に適したコンパクトなスマート交通システムとして実現しました。

CO₂ フリー急速充電は、羽村市内を走るコミュニティバスの「電気バスはむらん」と一般の電気自動車に使用しており、CO₂ の削減効果は最大で 100 トン以上になります！



AZEMS

All Zero Emission Mobile System

エイゼムス 世界を先駆けるCO₂ゼロのスマート交通システム



システムイメージ図

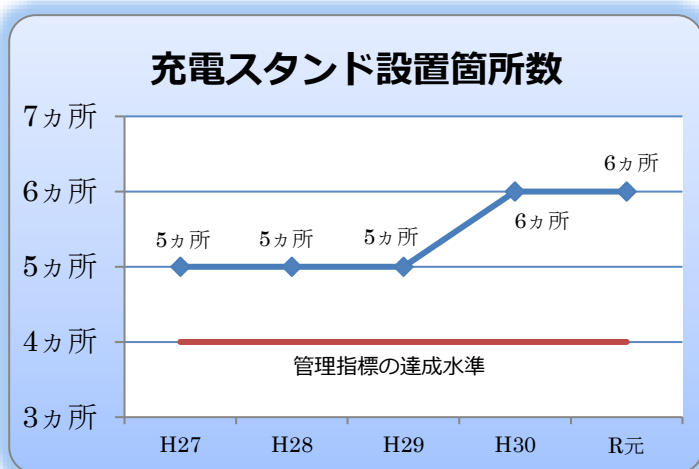
方針 3 次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進

次世代自動車とエネルギー供給インフラの整備の進捗

管理指標	30 年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	6 カ所	6 カ所	4 カ所	達成中 (横ばい)

達成度合いは、市域の一般開放型の次世代自動車用エネルギー供給インフラ 4 カ所を基準とします

次世代自動車は、環境に配慮した地球にやさしい自動車であり、スマート交通システムの中核を担うものです。しかし、次世代自動車は、従来の自動車と異なり、駆動方式（原動機）や駆動させるためのエネルギーが新しいものが多く、全国的にエネルギー供給インフラ整備が待たれています。



市内には、自動車販売店、ビジネスホテル、薬局や市役所駐車場などに設置されていますが、ガソリンスタンドと比較すると、依然として少ない状況が続いています。

今後は、さらに環境負荷の低い次世代自動車の普及が加速することから、市民・事業者・国・東京都等と連携を強化して、次世代自動車用エネルギー供給インフラの整備を推進していきます。

太陽光で発電した電力で電気自動車を走らせよう！

平成 27 年 12 月 7 日より AZEMS をスタートし、太陽光の電力を「電気バスはむらん」や電気自動車に直接供給することで、自動車走行の完全 CO₂ フリー化を実現しました。

市役所第二 2 駐車場で利用できる CO₂ フリー給電は、皆さんに無料でご利用いただいていたが、近隣の充電器事業との適正化を図るため、令和 2 年 7 月から有料化しました。



4 環境情報分野

基本目標：すべての人が環境を考え、学び、助け合う、実践・行動のまち

すべての人がつながり、環境について自ら考え、ともに学び、ともに助け合い、絆をもって、みんなが輝く環境のまちを創ります。

環 境 学 習

誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。

方針 1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進

多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進の進捗

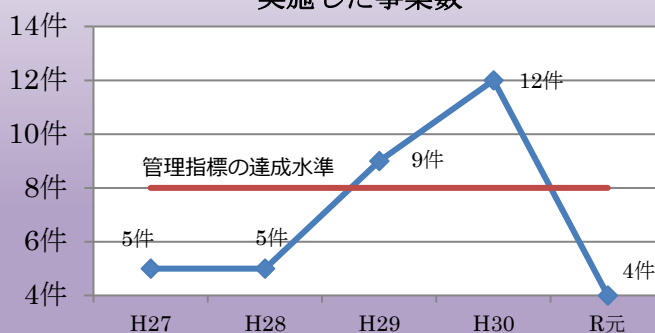
管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	12	4	8	 66.7%後退
多様な主体と連携して行っている環境学習関連の事業数				

市内では、環境問題を改善するために、環境学習を行う市民等や事業所等が増えることにより、地域や多様な主体と連携した環境学習機会創出のニーズが増えています。

市では、地域や多様な主体と連携し、環境フェスティバルなどを行っております。

なお、令和元年度は、悪天や新型コロナウイルス感染症対策に伴い、予定していた多くの事業を中止にしたため、進捗状況は後退となりました。

多様な主体と連携して実施した事業数



令和元年6月 <環境フェスティバル> <ホテル観察会【中止】>

7月 <竹炭作り【中止】> <水辺観察会【中止】>

8月 <羽村×八丈エコ教室>

11月 <リユース食器普及促進事業>

3月 <ソーラードライヤー工作講座【中止】> <みどりの環境教室【中止】>

年間事業 <リユース食器事業>

貸出件数 87 件 参加者数 53,800 人 貸出食器数 54,885 個

年間二酸化炭素排出量削減値 3,889.05kg-CO2

環境活動

誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。

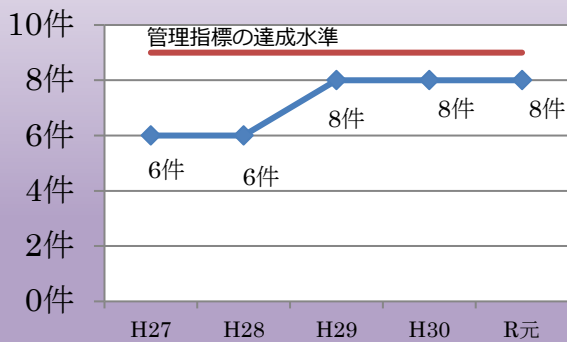
方針 1 多様な主体と協働した環境活動の推進

多様な主体と連携した環境活動の推進の進捗

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	8	8	9	 横ばい

令和元年度事業に関連のある環境活動団体の数 ⇒ 羽村蛭研究会、稲荷緑地の会、美原里山保存会、エコネットはむら、みどり東京計画実行委員会、羽村市環境フェスティバル実行委員会、NPO 法人八丈島産業育成会、羽村市消費者の日実行委員会

環境活動団体数



市では、これまで花いっぱい運動や町内会・自治会による環境美化活動など、多様な主体と協働した環境活動を推進してきました。

平成24年度から開催している羽村市環境フェスティバルにおいても、市民・事業者・団体・小中学校・大学などの多様な主体と連携して実施しています。

令和元年度は、羽村市消費者の日実行委員を中心とした、ワーキング・グループにより、令和2年度からの新規事業である「エコアクションポイント事業」を構築しました。

令和元年度の実施事業の状況

稲荷緑地の会

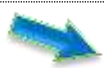


美原里山保存会



方針 2 体験型環境活動の推進

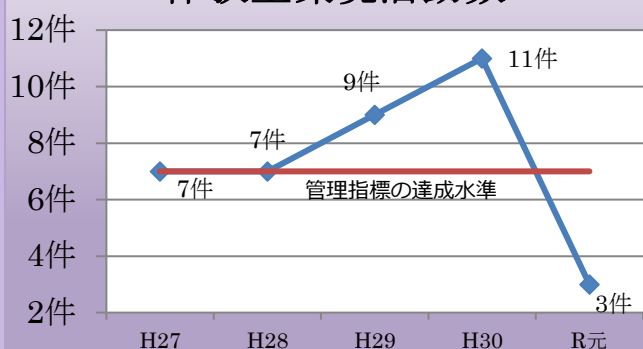
体験型環境活動の推進の進捗

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	11	3	7	 72.7%後退

環境学習要素をもつ体験型の環境活動に関連する事業数

⇒環境フェスティバル、羽村×八丈エコ教室、リユース食器普及促進事業、【以下中止】ホテル観察会、竹炭作り、水辺観察会、ソーラードライヤー工作講座、みどりの環境教室

体験型環境活動数



体験型の環境活動は、参加者が自ら様々な環境や生物に触れ、学び、感じる“体験”によって、知識だけではなく、環境の大切さ、自然の大きさ、生物とのつながりなどを心と体で学ぶことができる重要な機会です。

市では、環境学習とあわせ、市民・事業者と協働した体験型の環境活動（イベント）を実施しています。

なお、令和元年度は、悪天や新型コロナウイルス感染症対策に伴い、予定していた多くの事業を中止にしたため、進捗状況は後退となりました。

毎年6月の環境月間に合わせて開催している「環境フェスティバル」の様子。
市民・事業者・行政が一体となって、環境配慮意識の向上を目的としています。



「羽村×八丈エコ教室」は、羽村市と八丈町の環境の違いを学び、環境の大切さを知ってもらう環境学習です。
多摩川でのラフティング体験の様子。



人材育成

環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。

方針 1 地域環境リーダーの育成

地域環境リーダーの育成の進捗

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	114人	130人	50人	達成中 (14.0%改善)

地域環境リーダー育成に関連する事業に携わったリーダー等参加者数の累計
(令和元年度関連事業 みどり東京計画実行委員会、環境フェスティバル実行委員会、エコネットはむらなど)

地域環境リーダー数



地域環境リーダーとは、環境問題の改善に際して、地域のリーダーとなる人材や環境学習、環境活動の際に中心的に活動することができる人材のことを指します。

市では、地域や多様な主体と協働した環境学習や環境活動を推進するとともに、環境学習や環境活動の事業に企画・運営する機会を設け、継続して環境に関する事業に携わり、環境活動等のリーダーとなる人材の育成に努めています。

これらの地域環境リーダー育成に関わった参加者は、これまで培った知識や体験を生かして、ボランティア活動や企業活動などに携わる方、市の事業に継続して協働する方など、多岐に渡って活躍しています。



市では、市内の団体、事業者、個人の方が行うイベントなどで利用可能な、リユース食器の貸出しを行っています。

リユース食器の貸出しを促進し、廃棄物となってしまう使い捨て容器を削減することで、低炭素な事業や生活を推進しています。

産業祭会場での、普及促進の様子。

情報発信

環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。

方針 1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

管理指標	30年度値	元年度値	計画の達成度合い	進捗状況
	31,015 件	45,770 件	36,385 件	 47.6%改善

達成度合いは、羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツ数を充実し閲覧者数の増加を図り、年平均 2%を基準とします

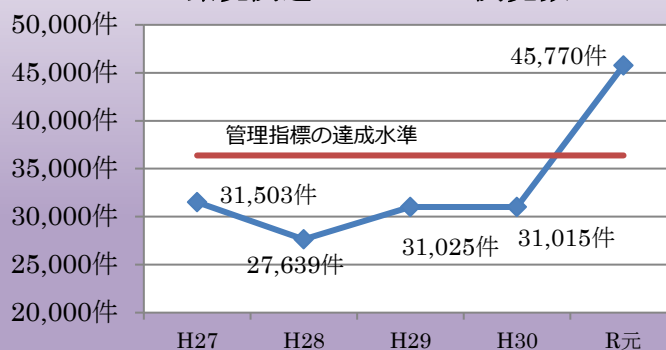
環境問題や環境の保全に資する学習・活動などを、市民・事業者・市等が協働して推進するためには、相互に環境に関する情報を共有化する必要がありますが、高度情報通信ネットワークや情報通信技術の進展に伴って情報量が拡大するとともに、科学的知見に基づかないなど、正確な情報であるか判別できない情報も多く存在するようになってきていることから、環境関連情報の取得の利便性の向上と情報の正確さの向上が求められます。

今後も、市民・事業者・市が一体となって、環境関連情報の取得の利便性の向上と根拠に基づいた正確な環境関連情報の発信を推進していくとともに、正確な環境関連情報を取得に努めていくことも求められます。



▲ エコちゃん

環境関連コンテンツ閲覧数



羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツ。(左)

コンテンツの見やすさ、情報の見つけやすさ、情報の正確さの一層の向上を図るよう、改善をすすめていきます。



▲ クール先生

あとかき

この報告書は、令和元年度の本市における環境行政の概要をまとめたものです。

この報告書をご活用いただき、環境行政に対するご理解と、環境への関心を深めていただくための一助となれば幸いです。

本報告書は、羽村市環境基本条例に基づき作成し、羽村市環境とみどりの基本計画、羽村市環境マネジメントシステム等との整合を図ったものです。

令和 3 年 3 月

羽村市産業環境部環境保全課

羽 村 市 環 境 報 告 書

2021 年（令和 3 年）3 月発行

編集・発行 羽村市産業環境部環境保全課

〒205-8601

羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111

（内線 224～227）

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

環境保全課メールアドレス s205000@city.hamura.tokyo.jp



はむりん

Hamura city environment and green master plan

この本は、地球の環境にやさしい紙【表紙は東京の木の紙（東京の木の紙15%、古紙85%）本文の中紙は古紙パルプ100%（グリーン購入法総合評価値80）】を用いています。



【リサイクル適正Cランク】

製本テープをこの本から分離すれば、紙・板紙にリサイクルできます。

廃棄する時は、製本テープをはがして紙へリサイクルしましょう。